

# 消防の動き



2020  
**1**  
No.585

●ラグビーワールドカップ2019  
消防特別警戒の実施結果



消 防 庁  
Fire and Disaster Management Agency





# ラグビーワールドカップ2019 消防特別警戒の実施結果…………… 4

令和2年1月号 No.585

**巻頭言** 年頭の辞（消防庁長官 林崎 理）

## Report

「傷病者の意思に沿った心肺蘇生の実施に関する検討部会」の御報告……………	8
避難行動要支援者名簿の作成等に係る取組状況の調査結果等について……………	13

## Topics

2019年度消防防災科学技術賞の表彰……………	16
第67回全国消防技術者会議の開催報告……………	18
「第24回全国女性消防操法大会」について……………	19
第22回全国消防救助シンポジウムの開催……………	21
「うんこドリル」キャラクターと連携した救急分野の広報……………	24
令和元年度離島に対する消防資機材の寄贈式の実施……………	25
映画とタイアップした少年消防クラブ員募集ポスターの作成……………	26

## 緊急消防援助隊情報

2019年度緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練の実施結果について……………	27
令和元年度緊急消防援助隊九州ブロック合同訓練の実施結果について……………	29

## 先進事例紹介

データベースを中心とした違反是正体制の構築 （岡山市消防局消防総務部予防課 山崎三徳）……………	31
市原市山倉ダム水上メガソーラー火災発生で ドラゴンハイパー・コマンドユニット出動（市原市消防局）……………	36

## 消防通信～望楼

羊蹄山ろく消防組合（北海道）／射水市消防本部（富山県） 恵那市消防本部（岐阜県）／東大阪市消防局（大阪府）……………	37
---------------------------------------------------------------	----

## 消防大学校だより

救急科における教育訓練……………	38
令和2年度消防大学校教育訓練計画の策定……………	39

## 報道発表

最近の報道発表（令和元年11月24日～令和元年12月23日）……………	41
-------------------------------------	----

## 通知等

最近の通知（令和元年11月24日～令和元年12月23日）……………	42
広報テーマ（1月・2月）……………	42

## お知らせ

「消火栓」や「防火水そう」付近は駐車禁止！……………	43
第66回文化財防火デー……………	44
第4回予防業務優良事例表彰の事例募集……………	45
住宅の耐震化と家具の転倒防止について……………	46
事業所の消防団活動への理解・協力について……………	47
通電火災対策について……………	48



■ 表紙  
本号掲載記事より

# 年頭の辞



消防庁長官 林 崎 理

令和2年の新春を迎えるに当たり、全国の消防関係者の皆様に謹んで年頭の御挨拶を申し上げます。皆様方には、平素から消防防災活動や消防関係団体業務などに御尽力頂いており、心から敬意を表し、深く感謝申し上げます。

昨年は、台風やその影響による集中豪雨等の幾多の自然災害に見舞われ、また7月には京都市伏見区の爆発火災が発生したことなどにより、多くの方々が犠牲になりました。お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

また、災害現場においては、被災地の消防本部や地元消防団はもとより、被災状況により県内消防応援隊や緊急消防援助隊も総力を挙げて救急・救助活動等に当たって頂き、多くの人命を救助して頂きました。改めて皆様のご活躍・ご尽力に敬意を表しますとともに、心から御礼申し上げます。

振り返れば、平成は、阪神淡路大震災を受けた災害対策法制の見直し（平成7年）、緊急消防援助隊の法律への位置づけ（平成15年）、東日本大震災（平成23年）を受けた相互応援の強化や住民の円滑かつ安全な避難の確保など、我が国においては不可避である大災害の不幸な経験を経つつ、被害の最小限化を目指して不断の努力を積み重ねてきた時代でした。

新たな令和の時代におきましても、これまでの災害等による先人達の犠牲を決して無駄にすることが無いよう、今後発生が危惧される南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模災害等に備え、減災への各種施策の一層の推進に取り組んでまいります。

また、昨年は、G20大阪サミット、ラグビーワールドカップ2019及び皇位継承式典等という大規模で歴史的な行事が続き、消防庁としても、関係府省庁及び各自治体・消防本部と連携し、安心・安全対策に取り組み、万全な消防・救急体制を整えたところです。

本年はいよいよ夏に2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されます。皆様方におかれましては、国民が安心して暮らせる安全な地域づくりとそれを支える我が国の消防防災・危機管理体制の更なる発展のため、より一層の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、皆様の益々の御健勝と御発展を祈念いたしまして、年頭の挨拶とさせていただきます。

# ラグビーワールドカップ2019 消防特別警戒の実施結果

## 消防庁消防・救急課

令和元年9月20日から11月2日までの間、全国12都市の試合会場（図参照）においてラグビーワールドカップ2019が開催された。

ラグビーワールドカップは、オリンピック・パラリンピック競技大会やサッカーワールドカップと並び3大国際スポーツ大会の一つとしてされ、世界中から大きな注目を集めることにくわえ、本大会はアジアで初のワール

ドカップとなること、また、ラグビー（7人制）がオリンピック種目に採用されてから最初の大会であること、さらには、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の前年度に開催されることなどから、消防としても、大会の円滑な運営と選手及び国内外から多数訪れる観客の安全・安心を確保するため、万全の準備を整えて臨む必要があった。

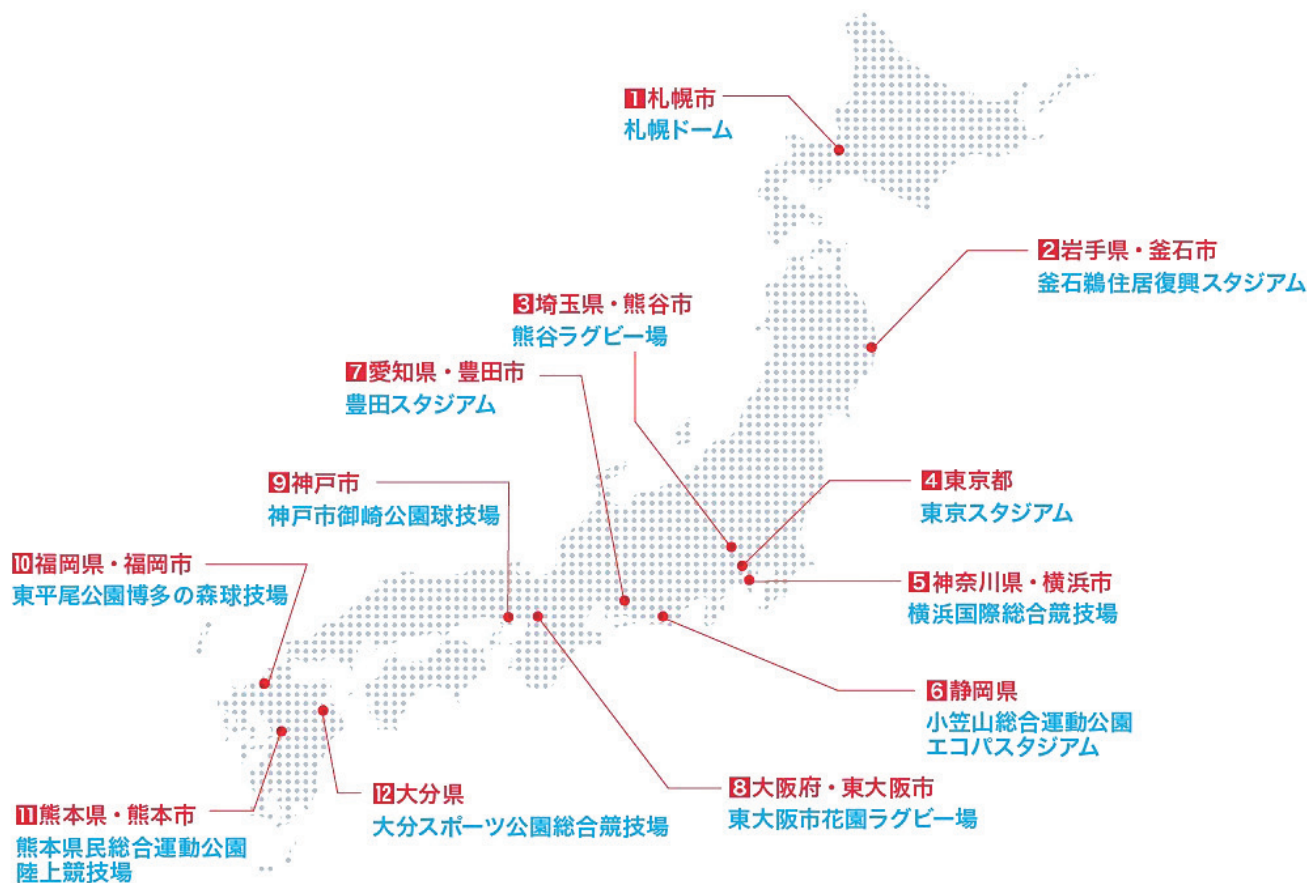


図 開催都市と試合会場

政府においては、平成28年2月24日、ラグビーワールドカップ2019の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針を定め、このうち、大会の円滑な準備及び運営に関する施策として、セキュリティの万全と安全安心の確保のための対策や外国人受入促進のための

対策、バリアフリー対策等が盛り込まれた。

消防庁では、大会に向けたNBC等テロ災害対応のための体制整備・強化として、大型除染システム搭載車及び化学剤遠隔検知装置の整備や、国民保護事案における国と地方公共団体の共同訓練の推進、ターニケット導入





に向けた消防職員用カリキュラム等を策定した。

また、大会開催に伴い訪日が増加することが予想される外国人や障害者等の方々への対応として、電話通訳センターを介した119番通報時等における三者間同時通訳、聴覚・言語障害者等を対象とした音声によらない「Net119緊急通報システム」、多言語音声翻訳アプリ「救急ボイストラ」の積極的な導入促進、訪日外国人のための「救急車利用ガイド」の普及及び外国人や障害者等が利用する施設における避難誘導等の多言語対応に関する取組の促進を図った。

一方、各開催地における消防・救急体制を確立するため、平成29年11月7日、消防庁次長を会長とし、試合会場を管轄する消防本部及び都道府県等を構成員とする

「ラグビーワールドカップ2019消防対策協議会」を設置するとともに、警防・予防対策をそれぞれ専門的に検討するための警防・予防部会を設置し、大会に向けた検討体制を構築した。

試合会場は全国12会場にわたり、それぞれを管轄する消防本部により消防・救急体制を構築する必要があったが、大会組織委員会からの要請に基づく大会専用救急車の会場配備や多数の観客等が訪れる会場におけるテロ災害に対する警戒体制を構築するにあたり、管轄消防本部のみでは十分な体制を構築することが困難な消防本部においては、県内の他の消防本部との応援協定を締結し、消防特別警戒体制を確保することとされた（下表参照）。

試合会場ごとの管轄消防本部

試合会場	管轄消防本部	備考
札幌ドーム	札幌市消防局	
釜石鶉住居復興スタジアム	釜石大槌地区行政事務組合消防本部	応援協定締結あり
熊谷ラグビー場	熊谷市消防本部	応援協定締結あり
東京スタジアム	東京消防庁	
横浜国際総合競技場	横浜市消防局	
小笠山総合運動公園エコパスタジアム	袋井市森町広域行政組合袋井消防本部	応援協定締結あり
豊田スタジアム	豊田市消防本部	応援協定締結あり
東大阪市花園ラグビー場	東大阪市消防局	応援協定締結あり
神戸市御崎公園球技場	神戸市消防局	
東平尾公園博多の森球技場	福岡市消防局	
熊本県民総合運動公園陸上競技場	熊本市消防局	
大分スポーツ公園総合競技場	大分市消防局	応援協定締結あり

また、消防庁においては、警戒体制を構築するための応援に係る経費やNBC等テロ対応資機材の整備に要する経費等に対する支援として、「消防・救急体制整備費補助金（ラグビーワールドカップ2019）交付要綱」を策定した。

これらの検討・準備を通じ、各開催地において大会開催を迎えるに際しては、試合会場及び宿泊施設等への防火安全対策として、事前立入検査や関係者に対する自衛消防訓練指導等が実施された。

また、試合開催中は、試合会場の現地に大会専用救急

車を配備するほか、消防警戒本部を設置し大会組織委員会等の関係機関との連携体制を確立するとともに、NBC等テロ災害対応部隊の出場体制を強化し、万全の即応体制を確保した。消防庁においても、応援協定を締

結した開催地における試合会場や開幕戦・準々決勝以上の試合会場に職員を派遣し、試合開催中における情報収集・連絡体制の強化を図り、対応にあたった。



東京スタジアム警戒部隊



警戒員による巡回警戒



釜石鶴住居復興スタジアム警戒部隊



小笠山総合運動公園エコパスタジアム警戒部隊



熊谷ラグビー場



東大阪市花園ラグビー場





大分スポーツ公園総合競技場



横浜国際総合競技場

今回のラグビーワールドカップ2019の経験を生かし、  
来る2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大

会に向けて、着実に準備を進めていく必要がある。

問合わせ先

消防庁消防・救急課  
TEL: 03-5253-7522

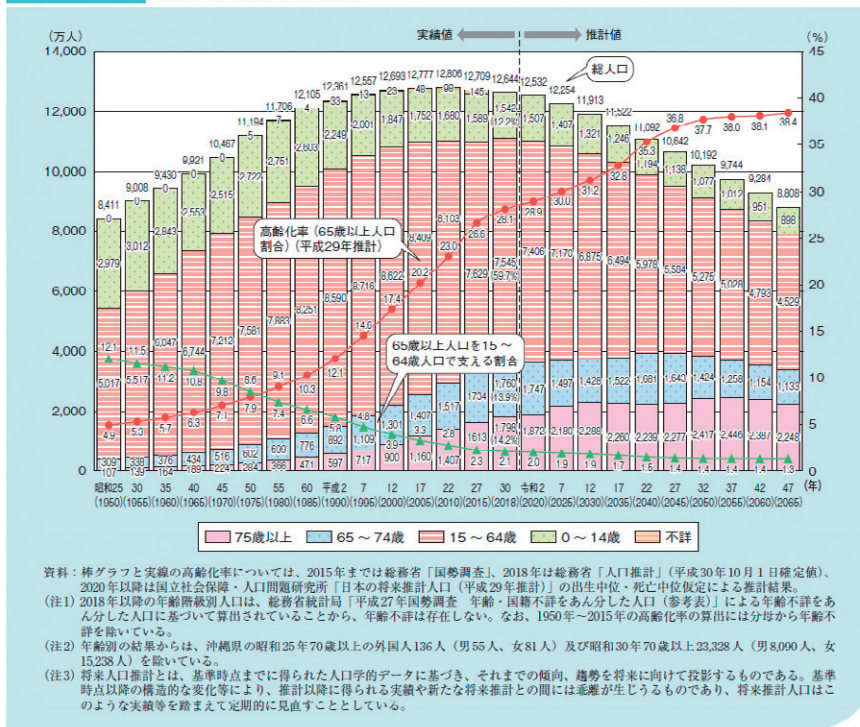
## 「傷病者の意思に沿った心肺蘇生の実施に関する検討部会」の御報告

救急企画室

### 1 はじめに

我が国の総人口は、2018年10月1日現在、1億2,644万人で、そのうち65歳以上人口は、3,558万人となり、総人口に占める割合（高齢化率）も28.1%となった。総人口が減少する中で65歳以上の者が増加することにより高齢化率は上昇を続け、2036年に33.3%で3人に1人となる。2042年以降は65歳以上人口が減少に転じても高齢化率は上昇を続け、2065年には38.4%に達して、国民の約2.6人に1人が65歳以上の者となる社会が到来すると推計されている。また、総人口に占める75歳以上人口の割合は、2065年には25.5%となり、約3.9人に1人が75歳以上の者となると推計されている。

図1-1-2 高齢化の推移と将来推計



(平成30年版高齢社会白書より抜粋)

こうした、近年の高齢多死社会の進行に伴う在宅や高齢者施設における療養や看取りの需要の増大を背景に、地域包括ケアシステムの構築が進められていることを踏まえ、厚生労働省は平成29年8月に「人生の最終段階における医療の普及・啓発に関する検討会」を設置し、近年、諸外国で普及しつつあるACP（アドバンス・ケア・プランニング：人生の最終段階の医療・ケアについて、本人が家族等や医療・ケアチームと事前に繰り返し話し合うプロセス）（平成30年11月30日に、厚生労働省では

愛称を「人生会議」に決定した）の概念を盛り込んだ「人生の最終段階における医療・ケアのプロセスに関するガイドライン」を策定・公表した（平成30年3月）。本ガイドラインを基に、医療・介護従事者が、丁寧に本人・家族等の意思をくみ取り、関係者と共有する取組が進むよう、また年齢や心身の状態にかかわらず、家族等との繰り返しの話し合いを通じて本人の意思を確認しておくことの重要性が、本人、医療・介護従事者のみならず広く国民にも理解されるよう様々な努力が重ねられている



ところである。

しかし、その過渡期にある現在、救急要請されたものの、救急現場において、救急隊員が、心肺停止の傷病者に対応する際に、傷病者の家族等から本人が心肺蘇生を望んでいなかったという意味を示される事案が生じている。こういった意思表示を「Do Not Attempt Resuscitation (DNAR)」といい、日本救急医学会では、「患者本人または患者の利益にかかわる代理者の意思決定を受けて心肺蘇生法をおこなわないこと。」と定義されている。

傷病者自身は心肺停止の状態であり、一刻を争う差し迫った状況の中、救急隊員は傷病者の意思が本人から確認できない中、心肺蘇生を中止してよいのか、あるいは心肺停止傷病者に対して心肺蘇生行為を継続すべきなのか、また医療機関に救急搬送すべきなのか、といった判断に苦慮することが課題となっている。

こうした背景を受け、消防庁では「救急業務のあり方に関する検討会」の中で、平成30年度から「傷病者の意思に沿った心肺蘇生の実施に関する検討部会」を設置し、救急現場における心肺蘇生を望まない傷病者への対応の現状についてのヒアリング、「心肺蘇生を望まない傷病者への救急隊の対応に関する実態調査」を実施するとともに、ヒアリング結果、調査結果を基に有識者による議論の上、令和元年夏に報告書を取りまとめた。本報告書を受け、消防庁として令和元年11月8日に「平成30年度救急業務のあり方に関する検討会傷病者の意思に沿った救急現場における心肺蘇生の実施に関する検討部会」報告書について（通知）」を全国の消防本部に発出したところである。

## 2 あり方検討会での検討経過について（報告書とりまとめ・公表まで）

### I：検討部会

検討部会委員には、消防本部、救急医学の有識者をはじめ法学関係者、医療倫理の有識者、在宅診療医、高齢者施設の関係者等幅広い分野の方々にも御参加いただき、座長を樋口範雄武蔵野大学法学部特任教授として、平成30年5月から令和元年7月にかけて計7回開催した。

検討部会での検討としては、大阪市消防局、広島市消防局及びさいたま西部消防局の取組のヒアリングや、臨床救急医学会からの提言、在宅診療や高齢者施設における看取りの実態の紹介等とともに、全国の実態把握（平成30年7月1日時点の状況）を目的として調査を実施

した。

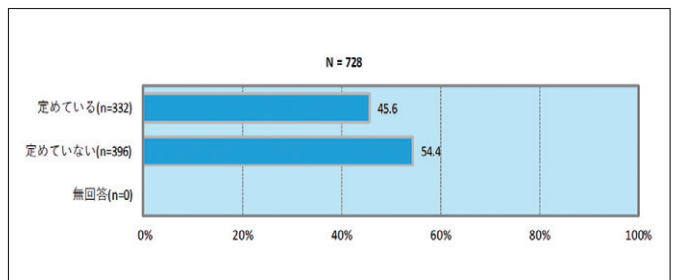
### II：実態調査結果

調査概要	
調査名	心肺蘇生を望まない傷病者への救急隊の対応に関する実態調査
調査対象	728消防本部、47都道府県MC協議会、251地域MC協議会
調査方法	電子ファイル送付によるアンケート
調査期間	平成30年7月17日～8月14日（基準日：平成29年中）
回収率	100%

#### 【消防本部】

- ① 心肺機能停止状態である傷病者の家族等から、傷病者本人が心肺蘇生を拒否する意思表示をしたことを伝えられた場合の対応方針について

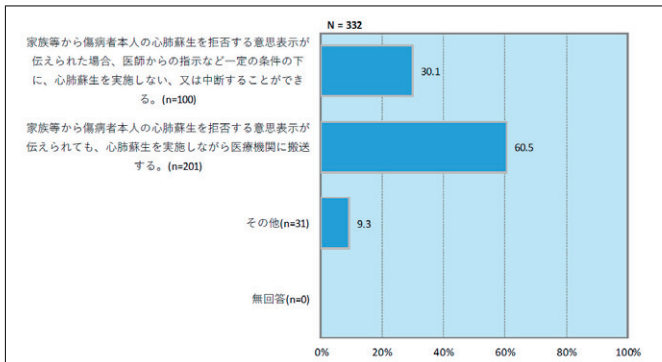
対応方針の有無は、「定めている」が45.6%（332本部）、「定めていない」が54.4%（396本部）となっている。



図表1 対応方針の策定の有無

- ② 対応方針を定めていると回答した本部の対応方針の内容について

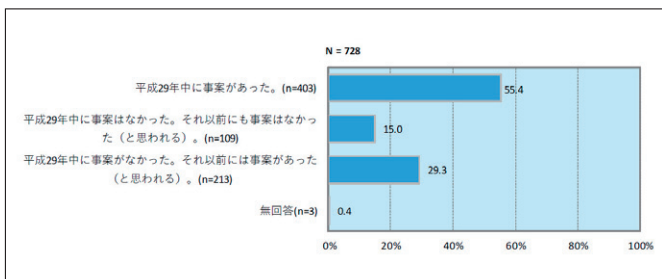
対応方針の内容は、「家族等から傷病者本人の心肺蘇生を拒否する意思表示が伝えられても、心肺蘇生を実施しながら医療機関に搬送する。」が最多で60.5%（201本部）、次いで、「家族等から傷病者本人の心肺蘇生を拒否する意思表示が伝えられた場合、医師からの指示など一定の条件の下に、心肺蘇生を実施しない、又は中断することができる。」が30.1%（100本部）、「その他」が9.3%（31本部）となっている。



図表2 対応方針の内容について

### ③ 心肺機能停止状態である傷病者の家族等から、傷病者本人が心肺蘇生を拒否する意思表示をしていたと伝えられた事案の経験の有無について

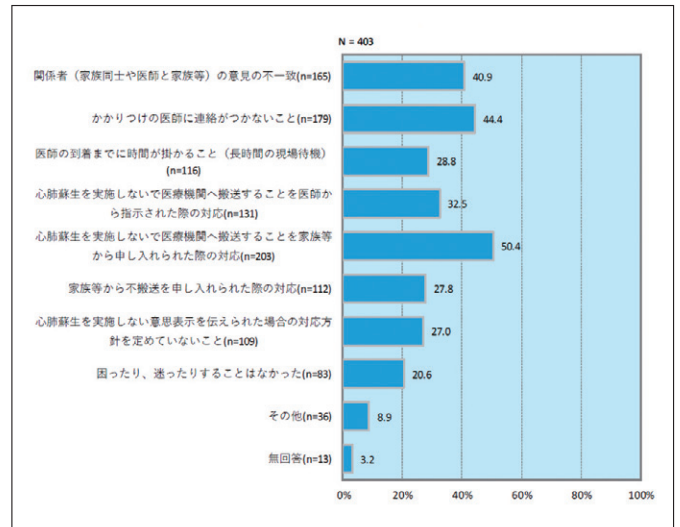
傷病者本人が心肺蘇生を拒否する意思表示をしていたことを、医師や家族等から伝えられた事案の有無は、「平成29年中に事案があった。」が最多で55.4% (403本部)、次いで、「平成29年中に事案がなかった。それ以前には事案があった(と思われる)。」が29.3% (213本部)、「平成29年中に事案はなかった。それ以前にも事案はなかった(と思われる)。」が15.0% (109本部) となっている。



図表3 傷病者の家族等から傷病者本人は心肺蘇生を望まないといえられた事案の有無

### ④ 家族等から伝えられた事案について、困ったり、迷ったりしたこと(複数回答)

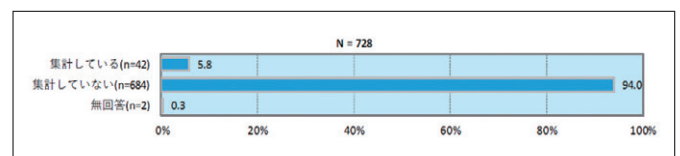
傷病者は心肺機能停止状態であるが、傷病者本人が心肺蘇生を拒否する意思表示をしていたことを、家族等から伝えられた事案について、困ったり、迷ったりしたことは、「心肺蘇生を実施しないで医療機関へ搬送することを家族等から申し入れられた際の対応」が最多で50.4% (203本部)、次いで、「かかりつけの医師に連絡がつかないこと」が44.4% (179本部)、「関係者(家族同士や医師と家族等)の意見の不一致」が40.9% (165本部) となっている。



図表4 家族等から伝えられた事案について、困ったり、迷ったりしたこと(複数回答)

### ⑤ 心肺機能停止状態である傷病者の家族等から、傷病者本人が心肺蘇生を拒否する意思表示をしていたと伝えられた事案の集計の実施について

傷病者は心肺機能停止状態であるが、傷病者本人が心肺蘇生を拒否する意思表示をしていたことを、家族等から伝えられた事案について、消防本部での集計の実施の有無は、「集計している」が5.8% (42本部)、「集計していない」が94.0% (684本部) となっている。



図表5 傷病者の家族等から傷病者本人は心肺蘇生を望まないといえられた事案の集計の実施

## Ⅲ：報告書概要

報告書における要点として、「基本的な認識」「現場での対応等」「今後の方向性」を示す。

### ○基本的な認識

救急隊は救命を役割とし、心肺停止状態の傷病者については速やかに心肺蘇生を実施することを基本に活動している。一方で、平成30年3月、厚生労働省の「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」が改訂され、ACP(アドバンス・ケア・プランニング、愛称「人生会議」)の考え方が盛り込まれた。このように、本人の意思を尊重しながら、医療従事者、



介護従事者、家族等も参加して生き方・逝き方を探る努力がなされている。救急現場等においても、時間的情報的な制約がある中ではあるが、このような医療・ケアチームとの十分な話し合いを踏まえた本人の生き方・逝き方は、尊重されていくものとする。

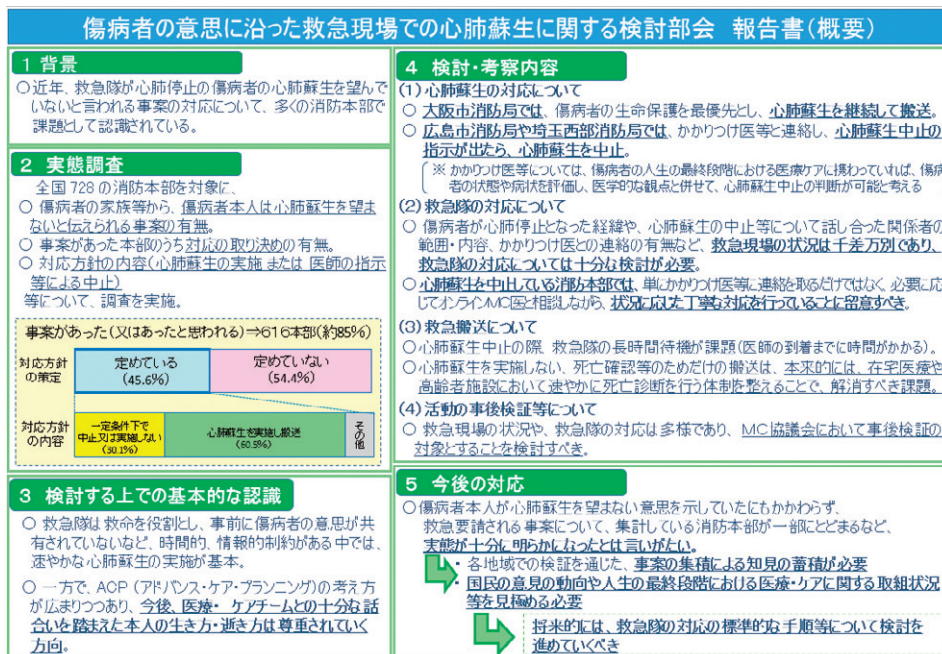
## ○現場での対応等

救急現場等では、救急要請に至る経緯、救急要請した者、傷病者が心肺停止となった経過、傷病者と心肺蘇生の中止等について話し合った関係者の範囲、その内容、傷病者の心肺蘇生の中止等の意思が救急隊に伝わる過程、傷病者の意思等を記した書面の有無、書面がある場合にはその内容、作成時期、作成者、署名の有無等、また、関係する家族等の様子、意向、範囲等、かかりつけ医等との連絡の有無、犯罪の疑いの有無など千差万別な状況である。加えて、救急現場等は緊急の場面であり、多くの場合医師の臨場はなく、通常救急隊には事前に傷病者の意思は共有されていないなど時間的情報的な制約がある。

## ○今後の方向性

このため、救急現場等で、傷病者の家族等から、傷病

者本人は心肺蘇生を望んでいないと伝えられる事案への救急隊の対応については十分な検討が必要であるが、今回の実態調査では、このような事案の実態について必ずしも十分に明らかになったとは言えない。今後、事案の実態を更に明らかにしていくとともに、各地域での検証を通じた、事案の集積による、救急隊の対応についての知見の蓄積が必要であると考えられる。また、事案が集積し、知見が集積していく中で、将来的には、国民の意見の動向や人生の最終段階における医療・ケアに関する取組状況等を見ながら、このような事案に係る救急隊の対応の標準的な手順等について検討を進めていくべきである。国民の死の迎え方に対する意識の変化や、人生の最終段階における医療・ケアに関する取組の進展などを背景に、消防機関も地域包括ケアシステムの構築に関わっていき、関係者との連携を進めることなどにより可能となっていく救急隊の対応も考えられる。また、地域包括ケアシステムの構築が進む中、患者本人や家族等がどのような最期を迎えたいか考え、かかりつけ医等を要とする医療従事者、介護従事者とも話し合い、準備を進める、ACPに取り組んでいくことが重要である。



## 3 消防庁からの通知について

検討部会の報告書を受け、本報告書を全国に周知すること、及び本検討部会を経て、消防庁として、全国の消防本部に対して今後期待される事項等について令和元年11月8日に「平成30年度救急業務のあり方に関する検

討会傷病者の意思に沿った救急現場における心肺蘇生の実施に関する検討部会」報告書について(通知)」として全国に通知した。

本通知には、上記報告書の要点と、消防機関に期待される内容として、以下の2点を盛り込んだ。

○地域包括ケアシステムやACPに関する議論の場への参

## 画について

消防機関においても、地域における地域包括ケアシステムやACPに関する議論の場に、在宅医療や介護等の関係者とともに適切に参画し、救急隊の基本的な役割に関する情報提供や、救急と医療・介護双方の実情等に関する情報共有、救急現場等で、傷病者の家族等から、傷病者本人は心肺蘇生を望んでいないと伝えられる事案への対応等についての意見交換などを、積極的に行っていくこと。

## ○救急隊の対応の検討等について

救急隊の対応を検討する際は、上記に加え、メディカルコントロール協議会等において、在宅医療や介護に関わる関係者の参画も得るなど、地域における人生の最終段階における医療・ケアの取組の状況、在宅医療や高齢者施設での対応の状況等も勘案しながら十分に議論するよう努められたい。また、救急現場等で、傷病者の家族

等から、傷病者本人は心肺蘇生を望んでいないと伝えられる事案に対応した具体的な件数を集計するとともに、メディカルコントロール協議会において事後検証の対象とすることを検討すること。

また、心肺蘇生を望まない傷病者に係る救急出動件数の調査の実施や、消防庁として事案の集積による知見の蓄積を行うため、各消防本部等において救急現場等で、傷病者の家族等から、傷病者本人は心肺蘇生を望んでいないと伝えられる事案に対し、対応の手順等を定めた場合には、その旨及び具体的内容について消防庁救急企画室まで情報提供されたい旨も併せて通知した。

なお、本取組については、医療・介護の関係者との連携が重要である観点から、厚生労働省からも医政局地域医療計画課長通知が全国の衛生主管部(局)長宛に、老健局老人保健課事務連絡が全国の介護保険主管部(局)宛に周知されていることを申し添える。

## 傷病者の意思に沿った救急現場における心肺蘇生の実施

### ● 令和元年11月8日(金)

「平成30年度救急業務のあり方に関する検討会傷病者の意思に沿った救急現場における心肺蘇生の実施に関する検討部会」報告書について(通知)を发出(消防救第207号)

#### ★報告書の要点

①基本的な認識	②現場での対応等	③今後の方向性
<p>・救急隊は救命を役割とし、心肺停止状態の傷病者については速やかに心肺蘇生を実施することを基本的に活動している。</p> <p>・一方で厚生労働省は、平成30年3月、ACP(アドバンス・ケア・プランニング、愛称「人生会議」)の考え方を「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」に盛り込むなど、本人の意思を尊重しながら、医療・介護従事者、家族等も参加して、生き方・逝き方を探る努力がなされている。</p> <p>・救急現場等においても、時間の制約が厳しくある中ではあるが、医療・ケアチームとの十分な話し合いを踏まえた本人の生き方・逝き方は、尊重されている。</p>	<p>・救急現場等では、救急要請に至る経緯や、傷病者が心肺停止になった経過、傷病者と心肺蘇生の中止等について話し合った関係者の範囲、傷病者の意思等を記した書面の有無、書面がある場合には署名の有無など、千差万別な状況である。</p> <p>・加えて、救急現場等は緊急の場面であり、多くの場合医師の臨場はなく、通常救急隊には事前に傷病者の意思は共有されていないなど時間的制約的な状況がある。</p>	<p>・実態調査の結果、救急現場等で、傷病者の家族等から、傷病者本人は心肺蘇生を望んでいないと伝えられる事案の実態が必ずしも十分に明らかになつたとは言えないところであり、今後、事案の実態を更に明らかにしていくとともに、各地域での検証を通じた、事案の集積による、救急隊の対応についての知見の蓄積が必要であると考えられる。</p> <p>・患者本人や家族等がどのような最後を迎えたいか考え、かかりつけ医等を要する医療従事者、介護従事者とも話し合い、準備を進める、ACPに取り組んでいくことが重要である。</p>

#### ★今後、消防機関に求められること

<p>地域包括ケアシステムやACPに関する議論の場への参画</p>	<p>救急隊の対応の検討等</p> <p>①在宅医療や介護に関わる関係者の参画も得るなど、メディカルコントロール協議会等における十分な議論 ②具体的な対応件数の集計及びメディカルコントロール協議会における事後検証の検討</p>
-----------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

#### ★消防庁からのお願い

心肺蘇生を望まない傷病者に係る救急出動件数の調査	対応の手順等を定めた場合の消防庁への情報提供
--------------------------	------------------------

## 4 終わりに

かつて経験したことがない高齢化に直面している我が国において、救急隊も、社会全体の動向に対応していくことが求められるが、DNAR対応は、まさにその一角と考えられる。検討部会の報告書では、今後事案が集積し、知見が集積していく中で、将来的には、国民の意見の動向や人生の最終段階における医療・ケアに関する取組状況等を見ながら、救急隊の対応の標準的な手順等について検討を進めていく必要があるとも指摘されている。

消防機関においても、高齢化社会の進展に伴い、これ

まで以上に医療・介護の関係者が進める地域包括ケアの取組等との連携を図り、住民に対して地域の実情に対応した救急サービスの提供に努めることが期待される。

#### 問い合わせ先

消防庁救急企画室  
TEL: 03-5253-7529



# 避難行動要支援者名簿の作成等に係る取組状況の調査結果等について

防災課

## 1 はじめに

東日本大震災では、犠牲者の約6割が65歳以上の高齢者であり、また、障害者の死亡率は、被災住民全体の死亡率の約2倍に上りました。他方で、このような方々の避難支援等を行った消防職団員や民生委員等の死者・行方不明者が300名以上に上るなど、多数の支援者も犠牲となりました。

このような傾向は過去の大規模な震災や風水害等においても共通してみられるものであり、災害時に自力で迅速な避難行動をとることが困難な方への支援を強化する必要性が改めて認識されました。

このため、高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者のうち、災害発生時の避難行動に係る支援が必要な「避難行動要支援者」※1に関する名簿（以下「避難行動要支援者名簿」※2という。）を活用して実効性のある避難支援等がなされるよう、災害対策基本法が改正され、以下のような制度が設けられ平成26年4月1日から施行されました。

- 1 避難行動要支援者名簿の作成を市町村に義務付けるとともに、その作成に際し、必要な個人情報を利用できること。
- 2 避難行動要支援者本人の同意を得て、平常時から消防機関や民生委員等の避難支援等関係者に情報提供すること。
- 3 災害が現に発生し、又は発生するおそれが生じた場合には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、名簿情報を避難支援等関係者※3その他の者に提供できること。
- 4 名簿情報の提供を受けた者に守秘義務を課すとともに、市町村においては、名簿情報の漏えいの防止のため必要な措置を講ずること。

要介護高齢者や障害者等の避難行動要支援者、消防機関や民生委員等の避難支援等関係者の双方の犠牲を抑えるため、名簿未作成の市町村における名簿の早期作成や、平常時からの名簿情報の提供の促進など、避難行動要支援者の支援に係る取組を推進することが求められています。

### ※1 避難行動要支援者

高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの

### ※2 避難行動要支援者名簿

避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿

### ※3 避難支援等関係者

消防機関、都道府県警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者

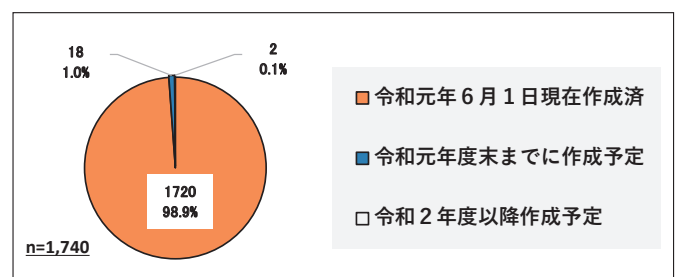
## 2 調査結果の概要

各市町村の取組状況を把握するため、今般、令和元年6月1日時点での調査を実施し、結果を取りまとめました。

### (1) 避難行動要支援者名簿の作成状況

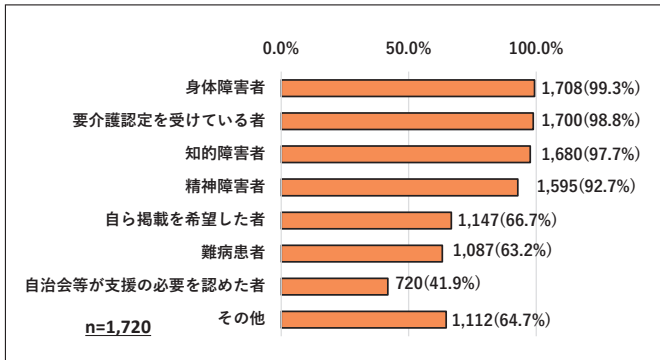
令和元年6月1日現在で、調査対象市町村（1,740市町村※4）のうち98.9%（1,720市町村）が作成済みであり、令和元年度末までに調査対象市町村の99.9%（1,738市町村）が作成済みとなる予定です。

※4 令和元年6月1日時点で全域が避難指示の対象となっていた1町（双葉町）を除く



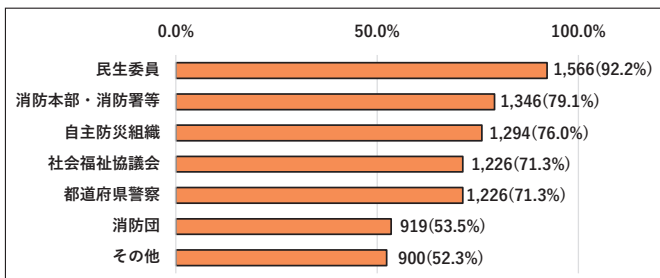
## (2) 避難行動要支援者名簿に掲載する者

名簿作成済の1,720市町村のうち、名簿に掲載する者として、身体障害者、要介護認定を受けている者、知的障害者、精神障害者を挙げている市町村が90%を超える結果となりました。



## (3) 平常時における名簿情報の提供先

名簿作成済の1,720市町村のうち、平常時における名簿情報の提供先として、民生委員を挙げている市町村が92.2%と最も多い結果となりました。



※各組織が存在する(設置している)と回答した市町村数が分母  
 ・民生委員:n=1,720 ・消防本部・消防署等:n=1,701 ・自主防災組織:n=1,703  
 ・社会福祉協議会:n=1,720 ・都道府県警察:n=1,720 ・消防団:n=1,718

## 3 平常時からの名簿情報の提供

災害時に円滑かつ迅速に避難支援等を行うためには、避難行動要支援者ごとに個別計画の策定を進めることが重要で、そのためには平常時から消防機関、都道府県警察、民生委員等の避難支援等関係者に名簿情報を提供しておくことが有用です。

また、名簿情報については、条例で特別の定めをすることにより、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、平常時から避難支援等関係者に提供できるとされています。

以下に、平常時の名簿情報の提供について条例で規定している事例を紹介します。

### 【名簿情報の提供を条例で制定】

条例を制定し、平常時から避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供

#### ①山形県遊佐町（平成28年3月14日制定）

遊佐町災害対策基本条例（抜粋）

第15条 町は、避難行動要支援者の災害時における安全確保のため、支援体制をあらかじめ整備しなければならない。

2 町は、前項の支援体制の整備及び災害時の支援活動のため、町が保有する個人情報（遊佐町個人情報保護条例（平成15年条例第1号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。）を法第49条の10第2項各号に規定する範囲で避難行動要支援者への支援活動等のために収集し、避難行動要支援者名簿を作成のうえ、内部で利用することができる。

3 町長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、自主防災組織及び民生委員法（昭和23年法律第198号）に規定する民生委員をはじめ法第49条の11第2項に規定する範囲の関係者に対し、避難行動要支援者名簿の情報を提供することができる。

#### ②愛媛県八幡浜市（平成29年6月23日制定）

八幡浜市避難行動要支援者名簿に関する条例（抜粋）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び八幡浜市地域防災計画の定めに基づき、避難行動要支援者に対する円滑かつ迅速な避難支援等を実施するための基礎となる名簿の作成及び避難支援等関係者への名簿情報の提供等に関し必要な事項を定めることにより、災害時において避難行動要支援者の生命及び身体を災害から保護することを目的とする。

第4条 市長は、災害の発生等に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、福祉施設その他の自宅以外に居住する者に係る名簿情報の提供については、この限りでない。

### 【逆手上げ方式による名簿情報の提供を条例で制定】

条例を制定し、本人から拒否の意思表示がない限り、平常時から自主防災組織や町内自治会等に提供



## ①宮城県七ヶ浜町（平成30年6月13日制定）

七ヶ浜町避難行動要支援者の名簿情報の提供に関する条例（抜粋）

第4条 町長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者の同意を得ることなく当該避難行動要支援者に係る名簿情報を提供することができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、町長は、避難行動要支援者が、規則で定める方法により、当該避難行動要支援者に係る名簿情報の提供の拒否を申し出たときは、当該名簿情報の提供をすることができない。

## ②三重県津市（平成27年6月25日制定）

津市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例（抜粋）

第3条 市長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、津市地域防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、次に掲げる場合を除き、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によって識別される特定の個人をいう。）の同意が得られない場合は、この限りでない。

（1）避難行動要支援者が当該名簿情報の提供に関し、規則で定めるところにより拒否の申出をしていない場合

（2）前号の拒否の申出をした場合であっても、津市防災会議において、避難支援等の実施のために名簿情報の提供が必要であると認める場合

（3）第1号の拒否の申出をした場合であっても、津市情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴いて、市長が避難支援等の実施を支援するために名簿情報の提供が必要であると認める場合

## 【警察、消防及び民生委員への名簿情報提供を条例で制定】

警察、消防及び民生委員について、条例に定めた上で外部提供の同意の有無に関わらず、全避難行動要支援者の名簿情報を提供

## ①長野県茅野市（平成27年3月30日制定）

茅野市災害に強い支え合いのまちづくり条例（抜粋）  
第22条 市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、長野県警察、諏訪広域消防、民生委員法（昭和23年法律第198号）に定める民生委員（以下「民生委員」という。）、社会福祉法人茅野市社会福祉協議会、自主防災組織その他避難支援等の実施に携わる関係者として規則で定めるもの（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、避難行動要支援者名簿に記載された情報（以下「名簿情報」という。）を提供するものとする。この場合において、長野県警察、諏訪広域消防及び民生委員へ提供する場合に限り、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によって識別される特定の個人をいう。次項において同じ。）の同意を得ることを要しないものとする。

## 4 おわりに

消防庁では、本調査結果について報道発表※5を行い、内閣府と連名で通知※6を発出しました。災害時に一人でも多くの避難行動要支援者の命を守り、避難支援等関係者の犠牲を決して出さないためにも、未だに名簿を作成していない市町村における速やかな作成、平常時からの名簿情報の提供の促進等について、関係府省庁や都道府県と連携しながら、各市町村による取組を推進してまいります。

※5【報道発表】避難行動要支援者名簿の作成等に係る取組状況の調査結果等

[https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/191113\\_hinan\\_tyousa\\_1.pdf](https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/191113_hinan_tyousa_1.pdf)

※6【通知】「避難行動要支援者名簿」の作成及び名簿情報の平常時からの提供の促進等について（令和元年11月13日府政防第593号・消防第106号）

[https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/01\\_yousiensya\\_tuuti.pdf](https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/01_yousiensya_tuuti.pdf)

## 問合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課  
TEL: 03-5253-7525

# 2019年度消防防災科学技術賞の表彰

## 消防研究センター

去る令和元年11月21日（木）にニッショーホール（東京都港区虎ノ門）において、2019年度消防防災科学技術賞の表彰式が挙行されました。

本表彰制度は、消防防災科学技術の高度化と消防防災活動の活性化に資することを目的として、平成9年度から実施しており、今年度で23回目となります。表彰対象は個人又は団体で、消防職員・消防団員等の部と一般の部にそれぞれ消防防災機器等の開発・改良、消防防災科学に関する論文及び原因調査事例報告（一般の部を除く。）の区分があります。

本年度は、全国の消防機関、大学、消防機器メーカー等から総計87編の応募があり、創意工夫された作品や

さまざまな考察が重ねられた論文、論理的な原因調査など数多く寄せられました。選考委員会（委員長：亀井浅道 元横浜国立大学特任教授）による厳正な審査の結果、24編の受賞作品（優秀賞：22編、奨励賞：2編）が決定されました。

表彰式では、林崎 理 消防庁長官によって式辞が述べられた後、受賞者に対して長官より表彰状が授与されました。さらに、亀井 浅道 選考委員会委員長による講評が行われました。

なお、作品の詳細は、消防研究センターホームページ（<http://nrifd.fdma.go.jp/>）及び消防庁ホームページ（<http://www.fdma.go.jp/>）に掲載されています。



2019年度消防防災科学技術賞記念撮影（受賞者一同、来賓者※、消防庁長官、同審議官※、同消防研究センター所長※）

※：選考委員会委員



## 2019年度受賞作品一覧

### 優秀賞（22編）

<p>A. 消防職員・消防団員等の部／消防防災機器等の開発・改良</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水面における要救助者救出資器材の考案 (名古屋市消防局) 大野愛一朗、新井 泰、雨森孝志</li> <li>・熱中症傷病者の深部体温を効率的に下げる冷却マットの開発について (衣浦東部広域連合消防局) 小池裕介、中田雅之、小田切拓也</li> <li>・サイロ内海砂に埋没した要救助者に対する空気ポンペの圧力を利用した救出サポートシステムの開発 大阪市消防局 東淀川消防署 警防担当1部救助隊</li> <li>・ゴム製防火靴の活動効率を上げるサポートギア (大垣市生活環境部危機管理室) 水谷佑典</li> <li>・陽圧式化学防護服内における環境改善機器の考案 (東近江行政組合消防本部) 三添章悟、田中寿明</li> </ul>
<p>B. 消防職員・消防団員等の部／消防防災科学論文</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者単身世帯が救急活動に与える影響とICTを活用した取り組み (総社市消防本部) 細川遼司、根本陽一、石井博喜</li> <li>・電気ストーブにおける可燃物接触に対する安全装置の試案 (神戸市消防局市民防災総合センター) 山形直也 (有限会社 浪越エレクトロニクス) 浪越博道</li> <li>・観測地震波を用いた身体防護体勢の検証 (東京消防庁) 千島清奈生、池内慶子、前川浩平、中山 崇</li> <li>・災害写真パネル等を活用した「実動と座学同時進行型防災訓練」の開発 ～座学者にも実動効果が見込める訓練手法～ (京都市消防局) 森田浩樹、中嶋 治</li> <li>・災害現場指揮における効率的な図化・情報処理手法の開発 ー指揮隊における手法の統一化の検証ー (京都市消防局) 松浦宏明、山下雄三、赤穴章秀、田中健郎</li> </ul>
<p>C. 消防職員における原因調査事例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・エアコンの接続不良による火災について (川崎市消防局) 山口雄太、佐久間岳大</li> <li>・車両前照灯ハロゲンバルブに起因する出火事例 名古屋市消防局緑消防署 警防地域第二課 情報担当</li> <li>・駐車車両のメーターパネル基板から出火した事例について (静岡市消防局) 山内善康、林大二郎、川守良和、辻 陽平、村松 賢</li> <li>・高潮浸水による車両火災の出火原因と迅速な予防広報 (神戸市消防局) 村上大輔、松田圭太、武田光広、石丸大地</li> <li>・電気温床線からの出火事例 (神戸市消防局) 梅木裕史</li> <li>・ジャンプスターターに起因する車両火災の調査報告 (徳島市消防局) 松本理史、生原正紀、藤田崇徳、齋藤秀司、津田啓貴</li> <li>・農業原体製造プラント原料ホッパーの爆発火災事例 (横浜市消防局) 中田雅之、古郡重雄、山田俊哉、瀬戸 勇、大場賢二、浅古慎一</li> </ul>

<p>D. 一般の部／消防防災機器の開発・改良</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物処理用破碎設備の爆発抑制装置の研究開発 (株式会社モリタホールディングス) 廖 赤虹、山野光一、大室 健 (株式会社モリタ環境テック) 西野達也、(東京大学) 茂木俊夫、土橋 律</li> <li>・ドローンとAI技術による自動搜索システム 株式会社ロックガレッジ</li> <li>・VR消火放水シミュレーターの開発 株式会社 横井製作所</li> <li>・高層階火災に対応した新型ラインプロポーションの開発 (コネ株式会社) 山本高裕、高雄信行 (神戸市消防局) 中塚卓也、高内智美、津坂大輔、柏木裕行</li> </ul>
<p>E. 一般の部／消防防災科学論文</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震時における救助活動シミュレーションの構築と応援・受援体制に関する考察 (横浜国立大学大学院) 喜納 啓、佐土原聡、稲垣景子 (防衛大学校) 矢代晴実</li> </ul>

### 奨励賞（2編）

<ul style="list-style-type: none"> <li>・原因追究困難事案から火災調査サポートアプリの開発へ (大阪市消防局) 二川原博信、水口靖仁</li> <li>・火災未然防止のための電源コードの導体素線断線判定法の検討 (あいち産業科学技術総合センター) 竹中清人 (名古屋工業大学) 水野幸男、(河村電器産業株式会社) 吉田敦至</li> </ul>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

#### 問い合わせ先

消防庁消防研究センター 研究企画室  
TEL: 0422-44-8331 (代表)

# 第67回全国消防技術者会議の開催報告

## 消防研究センター

11月21日(木)及び22日(金)の2日間にわたり、第67回全国消防技術者会議が、東京都港区虎ノ門のニッショーホールで開催されました。この会議は、消防防災の科学技術に関する調査研究、技術開発の成果等を発表し、消防職員や消防団員をはじめとする消防関係者間での意見交換を行う場として、昭和28年より毎年開催されているものです。また、第62回より、「消防防災研究講演会」を同時開催しています。

21日には、特別講演、2019年度消防防災科学技術賞の表彰式及び受賞作品の発表を行いました。22日には、公募した研究成果の一般発表と、消防研究センターにおける研究成果を発表する第23回消防防災研究講演会を行いました。内容は、21日は消防防災科学技術賞受賞作品から口頭発表14件、展示発表10件、22日は一般発表の中からの口頭発表7件と展示発表4件でした。展示発表は昼休みに会場ロビーにて行いました。2日間の参加者数は、延べ1,027人でした。

特別講演では、信州大学総合情報センター長不破泰教授に、「Society5.0による安全・安心な地域の実現」と題してご講演いただきました(写真1)。講演の前半では、不破泰教授がこれまでに行ってきた地域の安全のための研究が紹介されました。災害時に停電となっても機能するセンサーネットワークシステム、地域見守りシステム、河川水位監視システムなどについてわかりやすく説明されました。後半では、Society5.0の概要を説明し、その基幹技術である5G通信の山岳救助への応用が紹介されました。信州大学のある長野県には高い山が多くあり、多数の登山者が集まることから、毎年、登山者の遭難事故が発生しています。不破泰教授が開発している登山者の位置把握、遭難者救助、遭難防止のための山岳登山見守りシステム、さらに、既存の通信技術と5G通信技術の長所を組み合わせ開発した、遭難者を発見・救助するためのドローン技術が紹介されました。消防機関による山岳救助活動での活用が期待されます。

第23回消防防災研究講演会のテーマは、「消防を支援する科学技術の向上を目指して～消防研究センター研究成果報告～」でした。消防研究センターでは、近年の大規模災害の発生や社会インフラの老朽化や少子高齢化など、我が国の消防を取り巻く環境の変化を踏まえ、消防科学技術の向上により消防力を更に充実強化することを

目的とした研究を行っています。本講演会では、消防研究センターで取り組んでいる研究の中から「消防ロボットシステム：スクラムフォースの研究開発」や「土砂災害現場の救助活動に関する研究」など9つの研究における最近の研究成果を紹介し、消防を支える消防科学技術研究の今後を議論しました(写真2)。

次回の全国消防技術者会議の詳細に関しましては、決定次第、消防研究センターホームページ (<http://nrifd.fdma.go.jp/>) 等によりご案内させていただきます。



写真1 不破泰教授による特別講演の様子



写真2 消防防災研究講演会の様子

### 問い合わせ先

消防庁消防研究センター 研究企画室  
TEL: 0422-44-8331 (代表)



# 「第24回全国女性消防操法大会」について

## 地域防災室

令和元年11月13日、神奈川県横浜市の横浜赤レンガ倉庫イベント広場において、「第24回全国女性消防操法大会」が開催され、約8,500人が参加しました。

全国女性消防操法大会は、女性消防団員等の女性消防隊員の消防技術向上と士気の高揚を図り、もって地域における消防活動の充実に寄与することを目的として、日頃の訓練により培った消防操法技術を競い合うものです。



選手宣誓

開会式では、主催者を代表して、齋藤総務大臣政務官、秋本日本消防協会会長が挨拶を行いました。



齋藤総務大臣政務官による主催者挨拶

本大会には、各都道府県の代表として、女性消防隊47隊が出場し、厳正な審査の結果、八代市本部女性消防隊（熊本県）が優勝しました。



競技風景



競技風景

表彰式では、林崎消防庁長官から、優勝した女性消防隊に内閣総理大臣賞として賞状及び優勝旗の授与、準優勝した女性消防隊に消防庁長官賞として賞状及び準優勝盾の授与が行われました。このほか、秋本日本消防協会会長から優勝した女性消防隊等に対して、賞状等の授与が行われました。



表彰式の様子

## 第24回全国女性消防操法大会結果

順位	都道府県	消防隊名
優勝	熊本県	八代市本部女性消防隊
準優勝	佐賀県	唐津市女性消防隊
準優勝	山口県	和木町女性消防隊
優秀賞	三重県	伊賀市女性消防隊
優秀賞	埼玉県	三郷市女性消防隊
優秀賞	兵庫県	芦屋市女性消防隊
優良賞	石川県	加賀市女性消防隊
優良賞	愛知県	瀬戸市女性消防隊
優良賞	岐阜県	山県市女性消防隊
優良賞	岩手県	北上市女性消防隊
優良賞	香川県	三豊市女性消防隊
優良賞	千葉県	浦安市女性消防隊

## 第24回全国女性消防操法大会優秀選手

	コース	都道府県	消防隊名	選手名
指揮者	1	福島県	桑折町女性消防隊	野田 ひとみ
	2	福岡県	久留米市女性消防隊	原口 麻鈴
1番員	1	東京都	高輪女性消防隊	服部 恵子
	2	熊本県	八代市本部女性消防隊	野村 絵美
2番員	1	三重県	伊賀市女性消防隊	木下 つかさ
	2	熊本県	八代市本部女性消防隊	野田 貴美子
3番員	1	兵庫県	芦屋市女性消防隊	和田 友見子
		福岡県	久留米市女性消防隊	国武 ひかり
4番員	1	兵庫県	芦屋市女性消防隊	信岡 史恵
	2	山口県	和木町女性消防隊	松長 美保

### 問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部地域防災室  
TEL: 03-5253-7561 (直通)



# 第22回全国消防救助シンポジウムの開催

## 消防庁国民保護・防災部参事官

令和元年11月29日（金）、「救助活動能力の向上にむけた効率的かつ効果的な教育訓練」をテーマに、第22回全国消防救助シンポジウムを東京都文京区の文京シビックホールにおいて開催しました。

林崎消防庁長官の開会挨拶（次々頁に掲載）に続き、安藤全国消防長会会長から御祝辞をいただいた後、慶應義塾大学の中西美和准教授から「自律支援的な教育・訓練で消防救助の“現場力”を高める」と題し、御講演をいただきました。また、大阪市消防局の薪先友宏氏には、G20大阪サミット消防特別警戒に向け実施されたNBC対応等の取り組みについて報告をしていただきました。



祝辞を述べる安藤全国消防長会会長



中西美和准教授の講演



薪先友宏氏の特別報告

その後、全国の消防職員・救助隊員を代表して、8名の方に事例研究発表をしていただきました。高い問題意識と旺盛な探究心を持って知識の習得や創意工夫に努め、平時からの体制整備や実践的な訓練の実施等に積極的に取り組んでいる姿を伝えていただきました。総合討論では、講演者、特別報告者、事例研究発表者、更には会場の出席者を交えて活発な意見交換が行われました。

本シンポジウムは、全国各地から約1,800名の消防防災関係者が一堂に会し、お互いの経験や新たな取り組みに関する情報の共有化が図られ、大変活気のある有意義なものでした。本シンポジウムが我が国の救助体制のより一層の充実に寄与することを期待します。（当日の記録集については、年度末に消防庁ホームページに掲載予定。）



総合討論の様子

## 第22回全国消防救助シンポジウム プログラム

I 開会 (10:30 ~ 10:35)	あいさつ 消防庁長官 林崎 理	
II 来賓祝辞 (10:35 ~ 10:40)	全国消防長会 会長 安藤 俊雄 様	
III 講演 (10:40 ~ 11:30)	「自律支援的な教育・訓練で消防救助の“現場力”を高める」 慶應義塾大学理工学部管理工学科 准教授 中西 美和 氏	
IV 特別報告 (11:30 ~ 12:10)	「G20大阪サミット消防特別警戒について」 大阪市消防局警防部警防課 消防司令補 薪先 友宏 氏	
----- 昼休憩 (12:10 ~ 13:10) -----		
V 事例研究発表 (13:10 ~ 15:40)	※発表順	
消防本部名	氏名	演題 (仮)
浜松市消防局	益田 英和	「クオリティ オブ トレーニング」の向上を目指して
稲敷広域消防本部	樋ノ口 景太	動画撮影を活用した見せる視られる訓練
川崎市消防局	須戸 聡	eラーニングを活用した組織的活動の向上について
----- 休憩 (13:55 ~ 14:10) -----		
北九州市消防局	田中 英樹	救助現場訓練の共有化による救助隊員のスキルアップ
弘前地区消防事務組合消防本部	平田 一博	プロパー育成による職員一人あたりの負担軽減及び救助能力の底上げを目指して
豊田市消防本部	蓮尾 有亮	救助隊員資格認定制度の構築について
----- 休憩 (14:55 ~ 15:10) -----		
大阪市消防局	福田 健二	救助活動能力の向上・連携強化のための大阪府隊の取り組みについて
岡山市消防局	西岡 裕助	大規模災害対応複合訓練施設(仮称)の整備と活用法について
----- 休憩 (15:40 ~ 15:55) -----		
VI 総合討論 (15:55 ~ 16:45)	「討論テーマ：効率的・効果的な教育訓練」 司会：消防庁国民保護・防災部 参事官補佐 乾 高章	
VII 閉会 (16:50 ~ 17:00)	あいさつ 消防庁国民保護・防災部 参事官 渡邊 勝大	



## 林崎消防庁長官の開会挨拶

第22回全国消防救助シンポジウムの開催にあたり、一言ご挨拶申し上げます。まずは、全国各地から約1,800名の消防関係機関の方々をお迎えして、このシンポジウムを開催できることを、主催者を代表して、深く感謝申し上げます。

また本日は、全国消防長会 安藤会長にご臨席いただくとともに、中西様にはご講演をいただくこととなっております、厚くお礼申し上げます。

さて、近年の災害を振り返りますと、全国各地で自然災害が発生しており、本年におきましても先月発生した「台風第19号」をはじめとする、記録的な豪雨が各地で甚大な被害をもたらすなど、自然災害による被害は後を絶ちません。このような災害に対して、地元消防本部はもとより、全国各地から緊急消防援助隊として出動していただき、多くの方々を救出していただきました。また、「G20大阪サミット」、「ラグビーワールドカップ」では、多くの消防本部の皆様のご尽力により消防特別警戒を完遂していただきました。

救助隊員の皆様には、昼夜を分かたず身を挺して懸命な救助活動を実施していただいていることに敬意を表しますとともに、心から感謝申し上げます。

頻発・激甚化する自然災害に加え、都市構造や社会基盤の変化に伴い、複雑多様化する救助事象に対応するため、救助隊員の皆様には、より一層高度な救助技術が求められていますが、救助訓練に割くことのできる時間には限りがあります。



林崎消防庁長官の開会挨拶

本日のシンポジウムでは「救助活動能力の向上にむけた効率的・効果的な教育訓練」をテーマとし、限られた時間の中で、救助活動能力の向上を図るために構築した効果的・効率的な教育訓練手法について、皆様と情報共有を図り、我が国の救助技術の更なる発展に寄与することを期待しております。

消防庁におきましては、緊急消防援助隊や常備消防力の充実強化、消防団を中核とした地域防災力の充実強化など、消防防災体制の充実強化に引き続き取り組んで参ります。皆様におかれましても、より一層の救助体制の充実強化を図られますようお願い申し上げます。

結びに全国の消防関係機関のますますのご発展と、ご臨席の皆様のご健勝とご多幸を心より祈念いたしまして、挨拶いたします。

### 問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部参事官付救助係  
総務事務官 足立 健  
TEL: 03-5253-7507

# 「うんこドリル」キャラクターと連携した救急分野の広報

## 救急企画室

### 1. 「うんこドリル」キャラクターとの連携

平成30年中の救急出動件数は、約661万件を超え過去最多となっており、救急車の適正利用は重要な課題です。

救急安心センター事業（#7119）は、「すぐに病院に行った方がよいか」、「救急車を呼ぶべきか」に迷った際に専門家が相談に応じる電話相談窓口であり、救急車の適時・適正利用に有効です。既に全国16地域（国民カバー率43.9%）で実施されていますが、更なる普及と認知度向上が求められます。

また、救急需要が高まる中、救急車が到着するまでに、居合わせた人が応急処置を行うことの重要性が認識されており、一層の普及・啓発が求められます。

そこで消防庁では、株式会社 文響社の協力のもと、子供たちに訴求力の高い「うんこドリル」と連携して、救急安心センター事業（#7119）の認知度向上や応急手当の普及促進など目的に、「救急」をテーマにした広報を始めました。



### 2. うんこドリルとは

うんこドリルとは、株式会社文響社が出版する、全ての例文に「うんこ」を使った学習ドリルです。漢字ドリルや未就学児向けドリル等、様々なラインナップでシリーズ累計520万部発行の大ヒットとなっています。また、防災、交通安全、健康など生活する上で重要なことを楽しく学べるコンテンツも提供しています。



### 3. 消防庁ホームページ内特設サイト

#### 『うんこドリルと消防庁が緊急コラボ!』について

令和元年11月8日、消防庁ホームページ内に特設サイトを開設し、コラボ第一弾として、救急安心センター事業（#7119）の利用を呼びかける広報イラストを公開しました。

続いて公開した第二弾（12月19日公開）では、応急手当をテーマにしたクイズ形式のイラストを掲載しています。クイズを通して応急手当の手順を学び、解説ページではうんこ先生が大切なポイントを教えてくださいます。

今後も、救急安心センター事業（#7119）や応急手当を題材にしたイラストや動画等を公開し、楽しく「救急」について学べるよう、定期的にコンテンツを追加していくことを予定しています。

消防本部における広報媒体にも本コンテンツをご利用頂けますので、ぜひご活用ください。（詳しくは特設サイト内の利用規約を参照ください。）

《うんこドリルと消防庁が緊急コラボ!》

<https://www.fdma.go.jp/publication/portal/post.html>  
※総務省消防庁ホームページのトップ画面からもアクセスできます。



問い合わせ先

消防庁救急企画室  
TEL: 03-5253-7529



# 令和元年度離島に対する消防資機材の寄贈式の実施

## 消防・救急課

昭和57年度から、一般社団法人日本損害保険協会より、消防資機材を全国の離島に寄贈していただいております。今年度は、7団体（7つの離島）に対し、小型動力ポンプ付軽消防自動車を1台ずつ、合計7台を寄贈していただくことになりました。

消防庁では、これを記念して、去る11月27日（水）に消防庁長官室において、林崎消防庁長官のほか、岩崎一般社団法人日本損害保険協会専務理事、荒木全国離島振興協議会会長、坂根国土交通省国土政策局長をはじめ関係の皆様にご出席いただき、寄贈式を実施しました。

### <出席者>

- 岩崎賢二（一般社団法人日本損害保険協会専務理事）
- 荒木耕治（全国離島振興協議会会長・鹿児島県屋久島町長）
- 坂根工博（国土交通省国土政策局長）
- 林崎理（消防庁長官） ほか



損保協会から目録の贈呈



坂根国土交通省国土政策局長（左端）、  
荒木全国離島振興協議会会長（左から二人目）、  
岩崎一般社団法人日本損害保険協会専務理事（左から三人目）、  
林崎消防庁長官（右端）

### 令和元年度寄贈先市町村（離島）

1	北海道	奥尻町（奥尻島）
2	東京都	新島村（新島）
3	愛知県	西尾市（佐久島）
4	福岡県	新宮町（相島）
5	長崎県	西海市（江島）
6	大分県	姫島村（姫島）
7	鹿児島県	瀬戸内町（与路島）

### これまでの離島への寄贈累計台数

- ・小型動力ポンプ：518台
- ・小型動力ポンプ付軽消防自動車：204台
- ・非常用浄水発電照明装置積載兼用軽消防自動車：9台

### 寄贈される小型動力ポンプ付軽消防自動車



### 問い合わせ先

消防庁 消防・救急課 伊藤補佐、櫛橋事務官  
TEL: 03-5253-7522

# 映画とタイアップした少年消防クラブ員募集ポスターの作成

## 消防庁 総務課／地域防災室

消防庁では、東映株式会社（本社：東京都）の協力を得て、令和元年12月21日（土）から全国公開の劇場映画作品「仮面ライダー 令和 ザ・ファースト・ジェネレーション」とタイアップした少年消防クラブ員募集ポスターを作成しました。



ポスターイメージ

このポスターを全国の少年消防クラブが所在する市町村等に配付することにより、将来の地域防災の担い手として期待されるクラブ員の参加促進を図ります。

また、ポスターの発表と合わせて、「仮面ライダーゼロワン」と「仮面ライダージオウ」が、高市総務大臣を表敬訪問しました。



左から仮面ライダージオウ、高市総務大臣、仮面ライダーゼロワン

（参考1）少年消防クラブとは

少年消防クラブは、少年少女が防火及び防災について学習するための組織であり、日頃、防火パトロールや防火・防災に関する研究発表会の実施などの活動を行います。平成30年5月1日現在のクラブ数は4,647団体で、クラブ員数は約41万人です。

少年消防クラブ員は、防火や防災についての知識等を身近な生活の中に見出すとともに、日ごろから防火・防災に関する訓練の実施などを通じて、地域における防火・防災思想の普及に努めています。消防庁では、少年消防クラブの活動を支援しています。

（参考2）タイアップ映画「仮面ライダー 令和 ザ・ファースト・ジェネレーション」について

令和第1作「仮面ライダーゼロワン」は、人工知能＝AIをテーマに、様々な職業の世界を通してAIが導入された未来の姿と、そこで生まれる悪との戦いを描いている。その歴史に幕を閉じたはずの「仮面ライダージオウ」が、なぜ新時代の「仮面ライダーゼロワン」と関わることなのか。交わるはずのない2つの世界が並び立つ時、次なるステージへの扉が開かれる。記念すべき令和仮面ライダーシリーズ劇場版第1作。

詳しくは、下記ホームページアドレスから公式ページを御参照ください。

[https://www.toei.co.jp/movie/details/1215164\\_951.html](https://www.toei.co.jp/movie/details/1215164_951.html)

### 問い合わせ先

（ポスター関係）  
消防庁総務課 広報係  
福嶋、藤原、塚田  
TEL: 03-5253-7521  
（少年消防クラブ関係）  
消防庁地域防災室 住民防災係  
藤ノ木、高山、北川  
TEL: 03-5253-7561



# 緊急消防援助隊情報

## 2019年度緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練の実施結果について

広域応援室・福井県実行委員会

2019年度緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練は、福井県奥越地方の地域特性を反映した災害を想定し、「統合機動部隊による迅速な災害対応」と、「関係機関と連携した実践的訓練」をコンセプトに、要請要綱に基づく要請・出動手順を検証し、活動技術の向上、警察・自衛隊・DMA T等関係機関を含めた連携活動能力の向上及び受援体制の総合的な向上を図ることを目的とし、福井県奥越地方を中心に次のとおり実施しました。

### 1. 実施日

令和元年11月1日（金）・2日（土）

### 2. 実施場所

福井市、大野市、勝山市

### 3. 実施内容

#### (1) 訓練想定

福井県奥越地方で記録的な長時間の降雨に加え、その地方を震源とする震度5強の地震が発生し、その後、同地方で最大震度6強を観測した。

この地震により、奥越地方では、建物倒壊、火災、土砂災害等による人的・物的ともに甚大な被害が発生した。

福井県内消防機関は消防相互応援協定に基づき、県内応援隊を出動させた。また、福井県知事は、被害が甚大であることから、福井県内の消防力のみでは対応が困難と判断し、緊急消防援助隊の応援要請を行った。

#### (2) 消防応援活動調整本部等設置運営訓練

想定地震発生後に、福井県庁に消防応援活動調整本部を、大野市・勝山市消防本部に指揮本部及び指揮支援本部を、福井県防災航空事務所に航空指揮本部及び航空指揮支援本部をそれぞれ設置し、応援要請等に係る情報伝達、受援調整及び緊急消防援助隊の部隊活動調整等について、図上訓練を実施した。

#### 《今後の課題等》

- 消防応援活動調整本部内において、県災害対策本部と連絡調整に当たる職員が不足したため、災害の全体像や消防力の調整を要する被害情報の十分な共有を図ることが難しかった。
- 指揮本部と指揮支援本部において、災害情報や部隊調整情報の十分な共有を図るための方策を検討する必要がある。



消防応援活動調整本部設置運営訓練（1日）福井県庁

#### (3) 参集訓練及び受援対応訓練

ヘリコプターによる指揮支援部隊長の調整本部参集を実施するとともに、福井県内4箇所を進出拠点とし、管轄消防本部による受援対応訓練を実施した。また、統合機動部隊は各県大隊の先遣隊として迅速出動し、部隊運用訓練を実施した。

#### 《今後の課題等》

- 統合機動部隊及び各県大隊に対する受援体制の検証はできたが、多数の部隊が集中した際の進出拠点のスペースの確保及び後続隊への情報提供の必要性を感じた。



参集・受入訓練（1日）消防学校会場





#### (4) 部隊運用訓練

指揮支援部長の部隊統制の下、地震及び記録的な降雨による被害を想定した各種訓練を各関係機関と連携して実施した。

訓練1日目には、建設中の中部縦貫自動車道（トンネル）を活用して、実災害を想定した多重衝突事故救出訓練を実施したほか、救助隊保有のドローンで被害状況を撮影し、夜の活動ミーティングにおいて情報共有を実施した。

訓練2日目には、航空機やバイク隊（消防団員）による偵察・情報収集訓練をはじめ、関係機関と連携した訓練を実施したほか、大型水陸両用車による土砂・風水害救出訓練等19項目の訓練を2市で実施した。

両日ともに、指揮支援隊の活動統制の下、訓練項目ごとに現地合同指揮所を設置し、県内応援隊、複数の県大隊、航空隊及び関係機関が連携して情報共有を図る統括的な指揮活動を実施した。

また、消防庁無償使用車両の災害対応力について検証するとともに、福井県防災ヘリのヘリテレ、ヘリサット及びドローンによる映像送受信を実施した。

#### 《今後の課題等》

- 今回、実災害を想定し、統合機動部隊及び各県大隊の到着時間を割り振ったものの、県隊によって活動時間の長短があり、やむを得ず訓練を終了することがあり、訓練時間の設定の工夫が必要であった。
- 各関係機関との活動連携について、ブラインド型訓練としたことで相互の活動方針等が十分に共有できず一部混乱が生じた。その反面、指揮支援隊及び県隊長の活動統制の下、県大隊間で情報共有を実施し、連携活動が実施された。



土砂・風水害救出訓練（2日）真名川憩いの島会場

#### (5) 後方支援活動訓練

奥越ふれあい公園・勝山市体育館ジオアリーナ及び大野市役所城下町南広場において、支援車I型及び拠点機能形成車等を活用したほか、汚染・感染予防を考慮したデコンタミネーションを実施した。また、野営訓練中、地震発生に伴うシェイクアウト訓練及び隊員・車両等の被害状況確認訓練を実施した。

#### 《今後の課題等》

- 防災拠点としている施設を訓練会場として使用し、広い会場内での部隊配置等に対する検証を実施することができた。
- 訓練実施直前に宿営会場を変更したが、各県隊、柔軟な対応がとれた。



後方支援活動訓練（1日）奥越ふれあい公園

#### 4. おわりに

今回の訓練は、統合機動部隊の迅速な訓練会場への参集及び訓練実施、被災県消防本部指揮隊による現地合同指揮所の運営調整、実際の施設・地形を活用した訓練等、より実践的な訓練となるよう計画しました。

福井県における緊急消防援助隊の受援及び部隊運用、関係機関との連携活動等における課題等が明らかとなり、実災害への対応に向けた大変有意義な訓練であったと考えます。

今後、今回の訓練で得られた成果や課題等を踏まえ、緊急消防援助隊の応受援体制の更なる充実強化に努めてまいります。

最後に、本訓練開催に際しまして、多大な御協力を賜りました中部ブロック各県、他地域ブロック参加の滋賀県の参加各消防機関及び関係機関の皆様へ心より感謝申し上げます。

#### 問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課 広域応援室  
TEL: 03-5253-7527（直通）





# 令和元年度緊急消防援助隊九州ブロック合同訓練の実施結果について

## 広域応援室・宮崎県実行委員会

令和元年度緊急消防援助隊九州ブロック合同訓練は、宮崎県内陸部の地域特性を反映した災害を想定し、「受援体制の強化」と、「土砂災害、噴火災害等の複合災害に対する実践的訓練」をコンセプトに、要請要綱に基づく要請・出動手順を検証し、活動技術の向上、警察・自衛隊・DMAT等関係機関を含めた連携活動能力の向上及び応援体制の向上を図ることを目的とし、宮崎県高原町を主会場に次のとおり実施しました。※宮崎県総合防災訓練及び九州・沖縄ブロックDMAT実動訓練と同開催

### 1. 実施日

令和元年11月9日(土)・10日(日)

### 2. 実施場所

高原町、宮崎市、都城市

### 3. 実施内容

#### (1) 訓練想定

令和元年11月9日9時00分、宮崎県南部山沿いを震源とする地震が発生し、宮崎県内陸部(高原町)で最大震度6強を観測、この地震に伴い、霧島山(新燃岳)では爆発的噴火が観測された。

この地震、土石流及び山崩落により、高原町及び都城市を中心とする宮崎県南部山沿い地域では、建物倒壊、火災、土砂災害等による人的・物的ともに甚大な被害が発生した。

宮崎県内消防機関は消防相互応援協定に基づき、県内応援隊を出動させた。また、宮崎県知事は、被害が甚大であることから、宮崎県内の消防力のみでは対応が困難と判断し、緊急消防援助隊の応援要請を行った。

#### (2) 消防応援活動調整本部等設置運営訓練

想定地震発生後に、宮崎県庁に消防応援活動調整本部を、西諸広域行政事務組合消防本部及び都城市消防局に指揮本部と指揮支援本部を設置し、応援要請等に係る情報伝達、受援調整及び緊急消防援助隊の部隊活動調整等について、ロールプレイング方式により図上訓練を実施した。

#### 《今後の課題等》

- 消防応援活動調整本部内において、災害初期の被災地消防本部からの情報収集連絡体制の強化を図っていく必要がある。

- 宮崎県災害対策本部と消防応援活動調整本部との情報共有の方法について検証していく必要がある。



消防応援活動調整本部設置運営訓練(9日)宮崎県庁

#### (3) 参集訓練及び受援対応訓練

ヘリコプターによる指揮支援部隊長の調整本部参集を実施するとともに、宮崎県内4箇所を進出拠点とし、管轄消防本部による受援対応訓練を実施した。また、統合機動部隊は各県大隊の先遣隊として迅速出動し、サテライト会場にて部隊運用訓練を実施した。

#### 《今後の課題等》

- 訓練では時間を指定しての集結であったが、多数の参集部隊が集中した際の職員の対応について検討が必要である。



座屈中高層建物救出訓練(9日・夜間訓練)メイン会場





#### (4) 部隊運用訓練

指揮支援部長の部隊統制の下、地震被害を想定した各種訓練を各関係機関と連携して実施した。

訓練1日目には、各防災航空隊による偵察・情報収集訓練及び救助訓練を実施したほか、統合機動部隊がサテライト会場において、倒壊建物や橋梁崩落現場での救助訓練を実施、夜間訓練として民間のドローン業者による情報収集訓練、有毒ガスが発生し活動制限がある中での情報収集訓練及び救助訓練を実施した。

訓練2日目には、航空機や県警バイク隊による偵察・情報収集訓練をはじめ、自然地形を活用し、橋梁崩落事故からの救出訓練及び土石流埋没家屋（車両）救出訓練、地元消防団と連携した中継消火訓練を含む火災対応訓練等11項目の訓練を実施した。

両日ともに、指揮支援隊の活動統制の下、訓練項目ごとに現地指揮所を設置し、県内応援隊、複数の県大隊、航空隊及び関係機関が連携して情報共有を図る統括的な指揮活動を実施した。

また、消防庁無償使用車両の災害対応力について検証するとともに、各県防災ヘリのヘリテレ、国交省ヘリのヘリサット、無線中継車及びドローンによる映像送受信を実施した。

#### 《今後の課題等》

- 複数の県大隊が連携活動する訓練とし、被災県指揮隊が合同指揮所内の運営調整を進めるとともに指揮支援本部等で情報統制を行ったことで、円滑な情報共有を図ることができた。
- 各関係機関との連携を図ることができたが、現地合同調整所の設置や、対策本部、指揮本部内での調整等継続して訓練を実施する必要がある。



橋梁崩落・土石流埋没救出訓練（10日）メイン会場

#### (5) 後方支援活動訓練

高原町総合運動公園において、支援車I型及び拠点機能形成車等を活用した訓練を実施した。

#### 《今後の課題等》

- 受援計画で宿営可能場所としている施設を訓練会場として使用し、広い会場内での部隊配置等に対する検証を実施することができた。



後方支援活動訓練（9日）高原町総合運動公園

#### 4. おわりに

今回の訓練は、受援体制の強化を図るため、県と被災地消防本部とがリンクした図上訓練、自然地形を活用した様々な救助訓練等、より実践的な訓練となるよう計画しました。

宮崎県における緊急消防援助隊の受援及び部隊運用、関係機関との連携活動等における課題等が明らかとなり、実災害への対応に向けた大変有意義な訓練となりました。

今後、今回の訓練で得られた成果や課題等を踏まえ、緊急消防援助隊の応受援体制の更なる充実強化に努め、県内10消防本部で「オール宮崎」を合言葉に一致団結して取り組んでまいります。

最後に、本訓練開催に際しまして、多大な御協力を賜りました九州ブロック各県、参加各消防機関及び関係機関の皆様へ心より感謝申し上げます。

#### 問合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課 広域応援室  
TEL: 03-5253-7527 (直通)



# 先進事例 紹介

## データベースを中心とした違反是正体制の構築

岡山市消防局消防総務部予防課 山崎三徳

消防法は、国民の生命・身体・財産を火災から保護するという目的から、他法令には見られない強い権限を消防吏員に与えています。しかしながら、その権限が行使されず、長期間重大違反となっている対象物も多く、万が一このような建物で火災が発生した場合、人命等に危険を及ぼすばかりか、国民の信用を失墜してしまうこととなります。

### 1 背景

#### (1) 計画策定

岡山市消防局では、市民に安全・安心な街を提供することを目的とし、人命に重大な危険を及ぼす消防法令違反を独自に定義し、この対象となる防火対象物567件を3年間で全て是正させる計画を掲げました。これは岡山市の総合計画の1つとして市民へ進捗状況を公開するものとなり、最優先業務として取り組むこととなりました。

#### (2) 課題と障害

計画当初、重大違反の管理実績は数十件レベルにとどまっており、このように500件を超える管理実績はありませんでした。計画は動き出したものの、予防課での管理業務は状況把握で時間を使い切ってしまう、対策が打てない状況となっていました(図1\_①)。

プレイヤーとなる署においても、報告業務が増加、本来の違反是正業務の時間が奪われてしまいました。

また、報告された情報をもとに対策を講じても、担当にその指示が伝わる時には、すでに状況が変化し、効果がありません。これまでに経験がない量の違反是正業務に対し、署からも「実現不可能な計画だ。計画を変更すべきだ。」との声もあがりました。

#### (3) 問題の発生

このような状況から、次のような問題が発生し、違反是正が進まない状況となりました。

- 目の前の重大違反対象物の対応で手一杯となってしまう、他の対象物が長期未対応となってしまう。
- A署は特定防火対象物の是正完了、非特定防火対象物の違反処理に移る。一方B署では特定防火対象物が多く残っており、警告すら実施できていない。市民目線で消防局全体の状況をみた場合、特定防火対象物に対しては指導、非特定防火対象物に対しては命令といった矛盾が生じてしまう。
- 違反是正の担当者が明確になっておらず、特定の

職員に業務が偏ってしまう。

- 人事異動により、違反対象物への対応が途絶えてしまう。
- 違反対象物関係者との対応で、担当者がストレスを抱え込んでしまい、違反是正業務に支障が生じる。
- 各担当者が、違反対象物関係者に方針と異なる約束をしてしまい、後日トラブルとなる。
- 違反処理の予定が不明確であり、その管理ができない。
- 警告・命令の履行期限管理が不十分となる。
- 防火対象物と危険物の違反対象物管理がそれぞれ異なり、業務が複雑化し、管理を困難にしている。

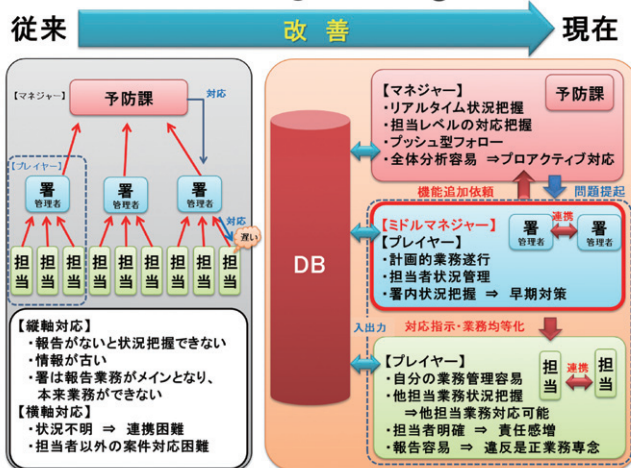
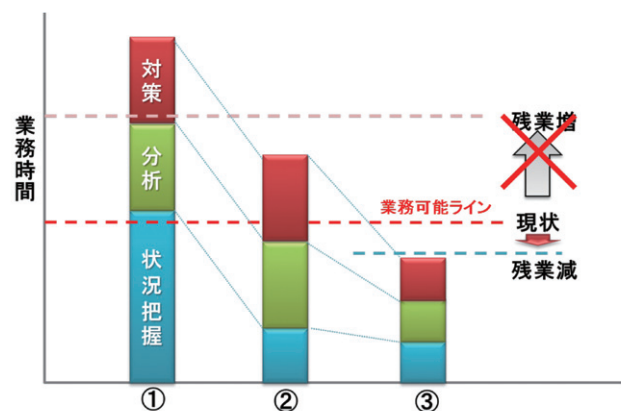


図1 予防課の管理業務の実情と課題

## 2 取組内容

### (1) 現状の環境把握

当局における職場環境は、担当職員1人に1台のPCがあり、それぞれの端末からつながる共有フォルダがあります。さらに各PCにはMicrosoft officeのデータベース管理ソフトAccessが備わっていました。

### (2) システムの作成・運用

私たちは、このAccessによるデータベース管理を考え、自分たちでこのシステムを作成することを提案しました。専門業者に依頼して作成するシステムではないため、さまざまなリスクが存在しましたが、1つずつその対策を検討、解決策を説明することで、上司の了承を得ることができました。

データベース管理の目的は業務の「スリム化」「見える化」です。操作が複雑であれば、それは業務負担となり、不具合も増えます。このことからシステムはシンプルな構成としました。

システムは完成し、共有フォルダ内に保存、ここで消防局全体における違反対象物情報の一元管理を開始しました。

このシステムは、「入力」を最小限とし、「情報の取出し」を容易にすることで、状況把握、対策、効果確認のPDCAの循環を作り出す仕組みを構築しています。

また、担当者から幹部まで自席にしながら、欲しい時にリアルタイムの情報が取り出せ、複数同時にデータ更新することも可能です。全署の状況が「見える化」されたことで、署間、担当者間の連携が活発化しました。

### (2) マニュアル化と運用の徹底

システム運用に伴い、問い合わせ業務が増えてしまっただけでは、単に「報告業務」が「問い合わせ業務」に置き換わっただけとなり業務スリム化は達成されないこととなります。また、本システムは長期間にわたって運用する必要があることなどから、業務の標準化が不可欠であると考え、併せてこれらの対策を行いました。

一連の業務をマニュアル化し、各署への巡回研修を実施、システムの操作方法とマニュアル化の目的を説明しました。次にマニュアルの徹底と改善を行うために各署にマニュアル担当を配置、研修、能力確認試験等を行いました。業務標準化が目的であることから、マニュアル担当は、新たに予防係員となった若手職員を指定、1年で交代する運用としています。

現在、このマニュアル担当を中心に、システム運用の徹底、問い合わせの一元化、マニュアルの改善等を重ねることで、予防課への問い合わせはなくなり、継続して本システムを運用することができています。

## 3 概要

### (1) システムの概要

図2は、データベース管理による違反是正業務の概要図です。

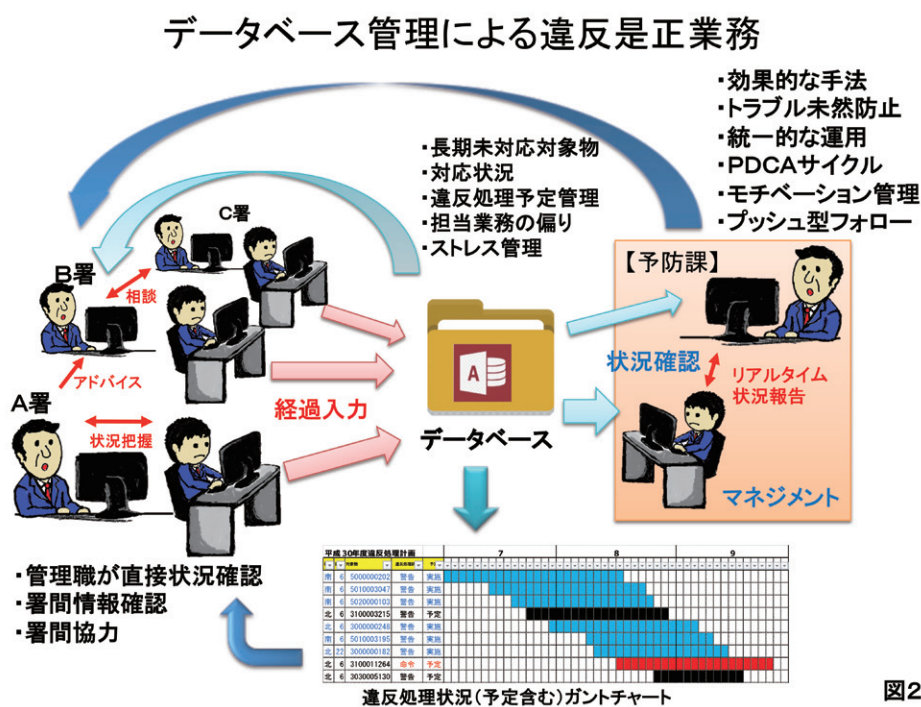


図2 データベース管理概要図



## 4 機能

図3はメインメニュー画面であり、各種ボタンを押下することで容易に情報を取り出すことができます。これらの機能を簡単に説明します。

### ①【進捗確認】

指定した期間で、経過の更新があった対象物一覧を表示する。

これにより管理者は、担当者がとった対応を確認、問題に発展しそうなものに早期対処することで、トラブルの芽を摘んでいます。管理者不在時の業務進展にあっても、担当者へ報告を求めることなく、状況を把握、適切な指示を行うことができます。

### ②【経過検索】

指定した日付（初期値は1ヵ月前の日付が入力されている）以降、経過の更新がないもの（進展がないもの）を表示する。

担当者、管理者は、この表で長期間連絡を取っていない対象物を確認するなど、確実な追跡管理が可能となりました。

### ③【敷地単現状確認】④【違反単位現状確認】

敷地単位（違反単位）のピボットテーブルを出力できる。出力されたエクセルピボットテーブルの数値をクリックすると、そのデータが別シートで表示される。

ピボットテーブルの機能を活用することで、是正状況、担当者の業務偏り等全体の状況を迅速・容易に取り出すことが可能で、幹部から求められる情報に対しても、業務負荷無く、迅速に対応できるようになりました。（図4参照）

### ⑤【対応予定】

関係者との約束等の期日を経過欄「対応予定日」に入力した場合、その期日の10日前のものが一覧表示される。

消防からの「〇月〇日に現地確認に伺います」や、関係者からの「〇月〇日までに対応します」といったものを、確実に実施・追跡するための機能となります。この機能により徹底した追跡管理が可能となりました。

### ⑥【是正確認】

違反の是正状況を、是正年月日が新しい順に表示する。

### ⑦【新規覚知】

新規に覚知した違反対象物を、覚知年月日が新しい順に表示する。

### ⑧【違反処理中一覧】

違反処理に移っている対象物一覧を表示する。

### ⑨【違反処理予定】

警告・命令の予定日を一覧表示する。

### ⑩【予定日管理】

移行文書送付、警告、命令の予定日を入力している場合、その予定日を経過したもの及び予定日10日前の対象物を表示する。

### ⑪【履行期限管理】

警告、命令の履行期限を経過した対象物及び履行期限10日前の対象物を表示する。

### ⑫【指示書\_長期経過】

指示書交付後90日以上経過したものを表示する。

### ⑬【理由】

警告予定日を違反覚知から180日以上に設定しているものが表示される。

この一覧に表示されているものについては、上位措置移行日を見直し、再設定するか、違反処理に移行できない具体的な理由を入力することとなります。

### 【是正報告】※メインメニュー以外のボタン

重大違反が是正した旨の署長報告様式が出力される（様式には是正に至る経緯が含まれる）。

違反処理の有無にかかわらず、是正に至るまでの担当者の業務は非常に過酷なものです。従前は違反処理を実施し是正した場合に限り、その結果を報告することとなっていたため、この部分を署長が把握する機会がありませんでした。これを業務負荷なく、その経過を含め署長へ報告する仕組みを作りました。現在、担当者が、署長から労いの言葉をかけられることにつながり、これが大きなモチベーションアップとなっています。また、署長補佐も担当者の頑張りを署長へ説明する機会にもつながり、署のチームワーク向上にもつながっています。

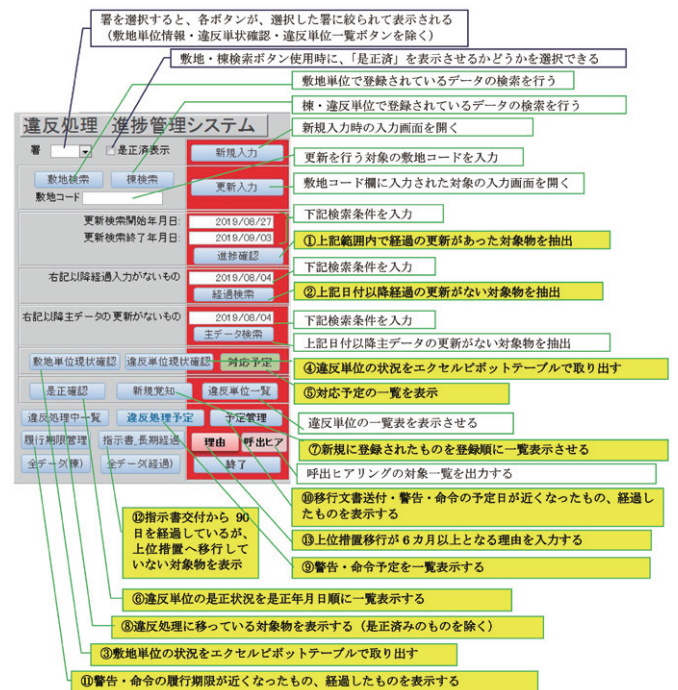


図3 メインメニュー画面





## 6 今後の展望

### (1) 機能の追加と応用

署からの要望等により、このシステムへ随時機能追加しています。また、経過措置対象物の追跡管理にも本システムを活用、経過措置期間内に全てを適法状態とすることができました。

このように、違反是正の出口対策だけでなく、入口対策である違反の未然防止にも応用を広げることができています。

### (2) 情報の分析と効果的な是正手法

経験と実績をデータベースに蓄積、これらの情報をもとに違反者の傾向や、これに伴う担当者の対応、各種ストレスの状況等を数値として取り出し、対策等の検討を行っています。

## 7 最後に

業務管理ができない場合、その原因を「人」の問題としてとらえがちですが、これを「しくみ」に切りかえることで様々な課題が解決されることが分かりました。問題を大きな抽象的塊としてとらえず、小さな具体的塊に分け、ひとつずつ対策をとっていくことで、確実に前進します。

「最大のリスクは一切のリスクを取らないこと。非常に変化の速い世界で、唯一失敗が保障されている戦略はリスクを取らないことだ。」

Facebook創業者マーク・ザッカーバーグ

消防は「非常に変化の速い世界」とは言えませんが、確実に変化しています。

リスクは減らすことはできますが、0にすることはできません。0にすることに固執し、いたずらに時間を消費することは、別ベクトルのリスクを増加させていることとなります。

この管理方法が形になった背景には、リスクを負って担当者へGOサインを出した上司の判断があります。しかし、このシステムも作るだけでは何にもなりません。このように、このシステムを紹介できるのも、新たな方法に対応する「柔軟性」、機能を追加し、より良いものに変えていこうという「改善力」、これらを備え、実績につなげた各署予防係員一人ひとりの力があったからです。

彼等は市民から感謝の言葉をかけられることはありません。強い使命感のもと、今日も最前線で過酷な業務を行っています。

## 市原市山倉ダム水上メガソーラー火災発生で ドラゴンハイパー・コマンドユニット出動

市原市消防局

令和元年9月9日(月)、市原市山倉に所在する山倉ダムの水上メガソーラー(太陽光発電所)が破損し火災が発生した。

この「水上メガソーラー」は、5万枚の太陽光パネルが使用され、面積はおよそ18haと、水上ソーラーとしては国内では最大規模で、9日未明に台風15号が千葉県を通過した影響により、太陽光パネルがめくりあがり、重なったと思われる。



水上メガソーラーが燃える様子

13時00分に覚知した市原市消防局は、その他火災指令により、管轄署から指揮車、水槽車が出動し、同時に隣接署からポンプ車、水槽車が合計5台出動する。指令災害現場は山倉ダムの湖面上に設置している太陽電池モジュールが多数延焼し、黒煙が噴出していた。負傷者、隣接建物への延焼危険はなかったが、車両進入は不可能であり消火活動困難であった。

出火場所は、最も近い岸からでも約80m以上離れた場所で延焼していたため、通常の消防車の放水距離(20~30m)では陸からの消火は不可能であった。また、太陽電池モジュールへの送電は遮断したが、太陽電池モジュールに陽が当たると自動発電し、常時通電状態になることから、船舶等で接近し消火するのも感電危険があるため、二次災害を考慮し、放水距離(70~100m)のある大容量送水ポンプ車及び大型放水砲搭載ホース延長車(以後2台を総称して、DHCUという)での岸からの長距離放水が必要と判断した。

現場指揮本部を設置後、指揮隊長、山倉ダム施設管理者及びソーラーパネル管理者と協議し、関係機関への許可を得た後、車両進入禁止である山倉ダムの遊歩道を開放し、DHCUを乗り入れるための進入経路の確保と、取水に必要な金属フェンスの一部撤去を行い消火活動を開始した。

本件火災の要因に、台風15号では、千葉市で最大瞬

間風速50m/sを超える強風を記録していた。市原市内でも、街路樹が倒れたり、ゴルフ練習場の鉄柱が倒壊するなどの被害が発生していることから、最大瞬間風速は50m/sを超えていた可能性がある。こうした想定を超える強風に太陽電池モジュールを固定している係留ワイヤーとアンカーが耐えられずに破損して、強風に押し流され、太陽電池モジュールが折り重なり、損壊し、出火したことが考えられるが、出火原因は現在調査中である。一般的に太陽光発電所は、稼働を停止しても太陽光パネルに陽が当たると電流が発生するため、損壊による漏電などで発火する可能性があり、太陽電池モジュールが発電し続けることがある。その発電された電気が、消防隊員の感電などの事故につながることは十分考えられる。

現在、全国的に太陽光発電システムの設置が普及しているが、火災の対策、対応はまだ確立されていない。火災の消火時には、損壊した太陽電池モジュールの配線からの漏電、放水による感電、燃焼による有毒ガスの発生及び太陽電池モジュールの落下などの危険に留意して組織の連携、意思疎通を深めて活動にあたる必要がある。



DHCUからの放水の様子



現場で指揮を執る中央消防署佐藤指揮隊長



## G20観光大臣会合消防特別警備実施について

## 羊蹄山ろく消防組合

羊蹄山ろく消防組合は、令和元年10月25日から26日の2日間、倶知安町内リゾート施設「ニセコ花園リゾート」において、G20観光大臣会合開催に伴う、消防特別警戒本部を10月24日から27日の間設置し消防特別警戒を実施しました。

警戒中、札幌市消防局をはじめ、小樽市消防本部、岩内・寿都地方消防組合、石狩北部地区消防事務組合、北後志消防組合の応援を得て警備体制の強化を図り、盤石の警戒体制で臨みました。



消防特別編成部隊発隊式の様子



グランヒラフ現地警戒本部待機中の配備車両の様子

## 高圧ガス保安講習を開催しました！

## 射水市消防本部

射水市消防本部は、令和元年12月2日（月）に「高圧ガス保安講習」と題し予防業務研修会を実施しました。

この研修会は今年4月に市内の入浴施設解体現場でバルク貯槽容器が破損し、3日間にわたってガスが漏れ続け、その対応に大変苦慮した経験から高圧ガス販売会社の保安技術部長を講師に迎え、プロパンガスの性質や関係法令、設備や火災現場にあるガスボンベの対処方法について講義をしていただきました。

今回の研修で学んだ知識を、現場活動や危険物規制事務に役立ててまいります。



## 消防通信 望楼 ぼうろう

## 高速道路安全講習会の実施について

## 恵那市消防本部

令和元年9月19日、中日本ハイウェイ・パトロール（株）から5名の講師を招き座学と実技の講習会を実施しました。

座学では高速道路上で活動を安全に行うための安全対策や危険となる場所などを学び、実技では高速道路での安全管理対策の2名1組での車線誘導要領の旗振りやパイロンの設置方法を学びました。

今後も訓練を継続的に実施し、災害対応能力の向上を図っていきます。



座学風景



実技風景

## ホームヘルパーを対象とした火災予防講習を開催

## 東大阪市消防局

このたび、東大阪市消防局では、ホームヘルパーやケアマネージャーを対象とした火災予防講習を開催しました。近年の住宅火災の傾向として、高齢者宅で発生する火災は死者が発生するケース、全焼にまで発展するケースが目立っています。高齢者宅の火災を防ぐため、まずは火災を発生させない環境作りが大事であると考え、家庭内で発生しやすい火災事例やその対策について、高齢者宅を実際に訪問する方々に火災予防について学んでいただきました。







## 救急科における教育訓練

消防大学校では、専科教育において、救急隊長及び救急業務に従事する指導・監督的立場にある職員に対し、高度の知識と技術を総合的に修得させ、指導救命士及び救急業務の幹部としての資質を向上させる事を目的に「救急科」を設置しています。

本年度の救急科第81期は、全国から集まった48名が、訓練の企画及び運営方法の習得、各種学会の運営及び発表力の習得、幹部職員としての必要な知識の習得を3つの柱とし、課程全般において学生が主体となって自ら考え実践する教育訓練を9月17日から10月18日までの32日間にわたり実施し、全員が必要な課程を修了し卒業しました。

今回は、救急科において実施した「技能管理(訓練運営)」と「課題研究発表」について紹介します。

### 1 技能管理(訓練運営)

地域を越えたメンバーで訓練班として6班編成し、各地域の特色や訓練方法について意見交換を行いながら班ごとに想定、評価表を作成します。

その想定で訓練を実施し、検討会を行うのはもちろんのこと、検討会を含めた訓練全体を評価する班を設定し、全体を評価します。

さらにその評価を含めた全てについて、救急救命東京研修所の徳永教授と支援教官が評価しフィードバックを行うという指導救命士制度の骨子である屋根瓦方式の教育を実践しました。

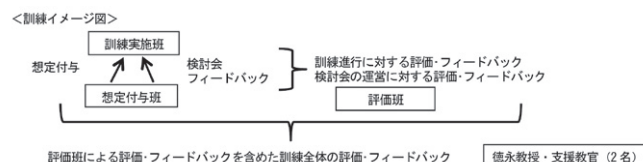
時間管理をはじめ、訓練全体の進行についても学生が行ったため、終了後のアンケートでは、「所属に帰ってから訓練を企画運営する自信がついた。」「学生の自主性に任せる教育方法がとても参考になりました。指導者を育成するには、責任感を持たせることが必要になるので、今後の指導者育成の参考にさせていただきます。」等の意見があり、所属に帰ってから各種訓練に有効に活用していただけたと考えています。



訓練の様子



検討会の様子



### 2 多数傷病者対応訓練

多数傷病者事案に関する講義 (2時間)、机上訓練 (3時間)、実動訓練 (4時間) を通し、多数傷病者事案に対する活動全般の流れを確認するとともに、医療資源や地域性等が異なる消防本部の学生が合同で訓練を行い、検討会等で意見交換することにより自身のスキルアップはもちろんのこと、得られた知識・経験を各所属に持ち帰り地域住民の安心安全につなげることを目標として、幹部科、警防科、救助科、救急科において、多数傷病者対応訓練を実施しました。

救急科第81期の多数傷病者対応訓練は、「大型バスと普通乗用車の事故による多数傷病者事案」という想定で、机上訓練を3回、実動訓練は、杏林大学からDMAT医師、看護師及び事務員に参加して頂き2回実施しました。消防とDMATが同時に訓練することにより、災害現場における医師との連携について具体的な訓練を実施することができました。

各訓練終了後には、検討会で積極的な意見交換を行い、現場における指揮能力、部隊運用、トリアージ対応能力の向上に努めました。

救急科第81期を卒業した学生は、消防大学校で修得した高度な知識・技術に加え、全国の仲間たちと交わした絆を活かして情報交換し、各所属で幹部職員として救急業務に取り組み、様々な場面での活躍が期待されています。



机上訓練の様子



実動訓練の様子





# 消防大学校だより

## 令和2年度 消防大学校教育訓練計画の策定

消防大学校では、消防行政の実態に即応した教育内容等の見直しを逐次行い、教育の充実強化に努めているところ。

令和2年度の消防大学校教育訓練計画においては、引き続き、実践的な教育訓練の充実強化及び消防組織における女性活躍に向けた支援を推進するとともに、消防職団員の幹部としての全国的なネットワークの形成にも配慮しつつ、効果的かつ効率的な教育訓練を実施します。

### 1 実践的な教育訓練のさらなる充実強化

火災件数の減少に伴い、実戦経験の少ない指揮者が増加する中、平成31年度・令和元年度において火災対応中の複数の殉職事案が発生するなど、消防の幹部として必要な現場判断力及び指揮能力並びに安全管理能力の一層の向上を図っていくことが必要となっている。

このため、消防大学校では、実火災体験型訓練施設の充実及び活用を進めるとともに、街区ユニットを活用した訓練や指揮シミュレーションと実科訓練を同時に組み合わせ合わせた訓練の実施などにより、教育訓練のさらなる充実強化を図る。

### 2 女性活躍のさらなる推進に向けた支援

消防組織における女性活躍の推進を支援するため、各学科における女性消防吏員の優先枠を積極的に活用するとともに、女性活躍推進コースの定員を増員（定員60名）するなど、女性吏員の入校・受講機会を増やす。

### 3 学科・実務講習の取組

#### (1) 上級幹部科

近年の広域応援の状況等を踏まえ、幹部職員に対する消防大学校における教育訓練や全国的なネットワーク形成の意義が高まっている。

このことから、消防長に加え、消防長に準じる者についても、入校資格の上限年齢を58歳とする。

#### (2) 新任教官科及び現任教官科

近年の災害対応における重大な事故や殉職事案の発生等により安全管理教育の重要性が高まっている。

このことから、現任教官科における安全管理に係る教育訓練の充実強化を図るため、現任教官科の予防・総務コースと警防コースを統合し、研修期間を約2週間とする（定員36名）。

また、新任教官科において、実火災体験型訓練施設を活用した訓練を行うなど、教育訓練の充実強化を図るとともに、定員を増員（定員72名）する。

#### (3) その他

講義内容に新たにSNSやドローンなど高度化するIT等への対応を取り込むほか、定員及び実施時期の一部変更や、入校・受講者の住環境の改善を行う等、引き続き、施設を最大限に活用した効果的かつ効率的な教育訓練を実施する。

## 令和2年度 消防大学校教育訓練計画

区分	学科等の名称	目的	期・回数	定員(名)	入寮期間 (令和2年4月～ 令和3年3月)	入寮日数 (日)	
学科	総合教育	幹部科 消防に関する高度の知識及び技術を総合的に修得させ、消防の上級幹部たるに相応しい人材を養成する。	61	60	6月8日(月)～7月22日(水)	45	
			62	60	8月17日(月)～10月2日(金)	47	
			63	60	10月6日(火)～11月20日(金)	46	
			64	60	1月7日(木)～2月25日(木)	50	
	専科教育	上級幹部科	消防に関する高度の知識及び技術を総合的に修得させ、現に消防の上級幹部である者の資質を向上させる。	84	54	1月12日(火)～1月28日(木)	17
		新任消防長・学校長科	新任の消防長・消防学校長に対し、その職に必要な知識及び能力を総合的に修得させる。	28	42	4月14日(火)～4月24日(金)	11
				29	60	5月11日(月)～5月21日(木)	11
		消防団長科	消防団の上級幹部に対し、その職に必要な知識及び能力を総合的に修得させる。	77	36	9月7日(月)～9月11日(金)	5
				78	36	11月9日(月)～11月13日(金)	5
		警防科	警防業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、警防業務の教育指導者等としての資質を向上させる。	107	60	6月3日(水)～7月21日(火)	49
				108	60	10月14日(水)～12月3日(木)	51
		救助科	救助業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、救助業務の教育指導者等としての資質を向上させる。	81	60	4月13日(月)～6月4日(木)	53
				82	60	8月19日(水)～10月8日(木)	51
		救急科	救急隊長等に対し、高度の知識及び能力を総合的に修得させ、救急業務の指導者としての資質を向上させる(指導救命士養成教育を含む)。	82	48	9月23日(水)～10月22日(木)	30
		予防科	予防業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、予防業務の教育指導者等としての資質を向上させる。	108	48	8月19日(水)～10月8日(木)	51
				109	48	1月6日(水)～2月26日(金)	52
		危険物科	危険物保安業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、危険物保安業務の教育指導者等としての資質を向上させる。	15	42	6月23日(火)～7月22日(水)	30
		火災調査科	火災調査業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、火災調査業務の教育指導者等としての資質を向上させる。	39	48	6月3日(水)～7月21日(火)	49
				40	48	10月14日(水)～12月3日(木)	51
新任教官科	新任の消防学校教育訓練担当職員等に対し、その職に必要な知識及び能力を専門的に修得させる。	14	72	3月2日(火)～3月12日(金)	11		
現任教官科	現任の消防学校教育訓練担当職員等に対し、業務運営の企画及び予防業務並びに警防業務を包括的に指導できる能力を向上させる。	4	36	3月1日(月)～3月12日(金)	12		
実務講習	緊急消防援助隊教育科	指揮隊長コース 緊急消防援助隊の指揮支援部隊隊長等に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。	23	48	4月14日(火)～4月24日(金)	11	
			24	48	5月11日(月)～5月21日(木)	11	
	NBCコース	高度救助・特別高度救助コース 高度救助隊、特別高度救助隊の隊長等に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。	10	66	3月1日(月)～3月12日(金)	12	
			10	72	2月2日(火)～2月24日(水)	23	
	航空隊長コース	緊急消防援助隊のNBC災害要員等に対し、NBC災害対応業務に必要な知識及び能力を修得させる。	20	84	11月30日(月)～12月11日(金)	12	
			10	96	4月15日(水)～4月22日(水)	8	
	危機管理・国民保護コース	地方公共団体の危機管理・防災実務管理者・国民保護担当者等に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。	16	72	5月25日(月)～5月29日(金)	5	
			11	64	10月、11月頃		
	自主防災組織育成短期コース	自主防災組織の育成業務に携わる担当職員に対し、その業務に必要な基礎的知識及び能力を修得させる。	12	64			
			消防団活性化推進コース	自主防災組織の育成業務に携わる者に対し、その業務に必要な実務的な知識及び能力を修得させる。	7	48	8月24日(月)～8月28日(金)
8	48	1月18日(月)～1月22日(金)			5		
その他	女性活躍推進コース	女性消防吏員の幹部候補生に対し、キャリア形成を支援し、職域拡大等を目的とした知識及び能力を修得させる。	5	60	12月15日(火)～12月23日(水)	9	
	査察業務マネジメントコース	消防本部の予防業務を主管する係長以上の者に対し、違反処理を始めとする査察業務全般をマネジメントするために必要な知識及び能力を修得させる。	4	48	5月25日(月)～5月29日(金)	5	

※ 各学科の定員の5%を女性消防吏員の優先枠として決定し、女性の入校を推進している。

問い合わせ先

消防大学校教務部  
TEL: 0422-46-1712





## 最近の報道発表 (令和元年11月24日～令和元年12月23日)

### <消防・救急課>

元.12.2	女子学生等を対象とした職業説明会（ワンデイ・インターンシップ）の開催	今年度も、女子学生等を対象とした職業説明会（ワンデイ・インターンシップ）を開催します。消防本部と連携しながら、現役の女性消防吏員による講演会のほか、消防本部ブースや座談会ブースを設置し、消防の仕事内容について説明を行います。
--------	------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

### <予防課>

元.12.13	消防法施行規則の一部を改正する省令（案）に対する意見公募の結果及び改正省令の公布	消防法施行規則の一部を改正する省令（案）について、令和元年9月26日から令和元年10月25日までの間、国民の皆様から広く意見を公募したところ、本件に関する意見の提出はありませんでした。この結果を踏まえて、本日、消防法施行規則の一部を改正する省令（令和元年総務省令第63号）を公布しました。
元.12.9	第4回予防業務優良事例表彰の事例募集	各消防本部の予防業務の取組のうち他団体の模範となる優れたものについて表彰し、予防部門のモチベーション向上を図るとともに、広く全国に紹介することにより、予防行政の意義や重要性を広く周知し、各消防本部の業務改善に資することを目的として、第4回予防業務優良事例表彰を行います。

### <危険物保安室>

元.12.20	危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）に対する意見公募の結果及び改正省令の公布	危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）の内容について、令和元年10月29日から令和元年11月27日までの間、国民の皆様から広く意見を公募したところ、55件の御意見がございました。この結果を踏まえて、本日、「危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令」を公布しましたのでお知らせします。
---------	-----------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

### <特殊災害室>

元.11.29	令和元年度石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテストの結果	石油コンビナート等における特定事業所の防災要員の技能及び士気の向上を図るため、標記の技能コンテストを実施しました。
---------	-------------------------------------	-----------------------------------------------------------

### <地域防災室>

元.12.13	消防団の組織概要等に関する調査（令和元年度）の結果	全国の市区町村（消防団事務を実施している消防本部、一部事務組合を含む）を対象に、本年4月1日現在の消防団の組織概要等に関する調査を行い、取りまとめましたので公表します。
元.12.6	令和元年度全国消防団員意見発表会、消防団等地域活動表彰式及び消防庁消防団協力事業所表示証交付式の開催及び受賞団体等の決定	令和元年度全国消防団員意見発表会の発表者並びに令和元年度の消防団等地域活動表彰の表彰団体、及び令和元年度の消防庁消防団協力事業所表示証の交付団体を決定しました。
元.12.6	映画「仮面ライダー 令和 ザ・ファースト・ジェネレーション」とタイアップした少年消防クラブ員募集ポスターの作成	東映株式会社の協力を得て、12月21日（土）より全国の映画館で公開予定の「仮面ライダー 令和 ザ・ファースト・ジェネレーション」とタイアップした少年消防クラブ員募集ポスターを作成し、全国の少年消防クラブが所在する市町村等に配付することにより、将来の地域防災の担い手として期待されるクラブ員の参加促進を図ります。
元.12.3	「地域防災力向上シンポジウムin新潟2019」の開催	地域防災の担い手として期待される女性や若者などの地域住民の方々をはじめ、消防団、自主防災組織、企業、医療・福祉等各分野の連携を深め、地域の防災力を高めることを目的として、新潟県魚沼市において「地域防災力向上シンポジウム」を開催します。



## 最近の通知 (令和元年11月24日～令和元年12月23日)

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防予第269号	令和元年12月23日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁次長	「第66回文化財防火デー」の実施について (通知)
消防消第263号 消防予第273号	令和元年12月23日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁消防・救急課長 消防庁予防課長	世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画等について (通知)
消防危第186号	令和元年12月20日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁次長	危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令の公布について
消防危第197号	令和元年12月20日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	ガソリンを容器に詰め替えるときの確認等に係る運用要領について
事務連絡	令和元年12月20日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁危険物保安室	危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令に係るリーフレットの送付について
消防特第116号	令和元年12月20日	関係都道府県消防防災主管部長	消防庁特殊災害室長	広域共同防災組織を設置することができる区域の変更に係る防災体制について (通知)
消防特第115号 20191220高圧第23号	令和元年12月20日	関係都道府県消防防災主管部長	消防庁特殊災害室長 経済産業省産業保安グループ高圧ガス保安室長	石油コンビナート等特別防災区域の変更に係る防災体制について (通知)
事務連絡	令和元年12月13日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁予防課	「外国人来訪者や障害者等が利用する施設における災害情報の伝達及び避難誘導に関するガイドライン」に基づく先進的な取組事例の周知について
消防地第228号	令和元年12月13日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁長官	消防団を中核とした地域防災力の充実強化に向けた重点取組事項について
消防予第221号	令和元年12月13日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	消防法施行規則の一部を改正する省令の公布について (通知)
消防予第255号	令和元年12月6日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	新たな技術開発に係る検定対象機械器具等及び自主表示対象機械器具等の技術上の規格の基準の特例制度の運用等について (通知)
事務連絡	令和元年12月5日	各都道府県消防防災主管課	消防庁消防・救急課	令和元年度「消防学校の教育訓練に関する調査」の結果について
消防消第235号 消防救第230号 消防参第160号	令和元年12月4日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁消防・救急課長 消防庁救急企画室長 消防庁国民保護・防災部参事官	化学災害・テロ時における医師・看護職員以外の消防職員等による解毒剤自動注射器の使用に係る医師法上の解釈等について
中防消第12号	令和元年11月26日	関係都道府県防災会議会長	中央防災会議会長 (内閣総理大臣)	降積雪期における防災体制の強化等について

## 広報テーマ

1 月		2 月	
①消火栓の付近での駐車禁止	消防・救急課 予防課 防災課 地域防災室	①春季全国火災予防運動	予防課 特殊災害室 地域防災室
②文化財防火デー		②全国山火事予防運動	
③住宅の耐震化と家具の転倒防止		③消防団員の入団促進	
④1月17日は「防災とボランティアの日」			



## 「消火栓」や「防火水そう」付近は駐車禁止！

### 消防・救急課

皆さんは、「消火栓」や「防火水そう」をご存じですか？  
これらは、消火活動には欠かすことのできない施設で、  
火災発生時、消火に必ず必要となる水を消防隊に供給する  
ものです。

「消火栓」や「防火水そう」は道路脇や歩道上などに  
設置されており、その位置を示すため、標識を掲げている  
もの、路上やフタにマーキングをしているものなどが  
あります。また、「消防水利」として指定されているプール、  
池、井戸、河川なども、消火活動に使用しています。

これらの消防水利等の周辺は、道路交通法で**駐車が禁  
止**されています。また、消防隊は定期的に調査や点検・  
整備を行い、いつでも火災が発生しても、直ちに消火  
活動ができる体制をとっていますが、火災発生時に「消  
火栓」や「防火水そう」付近に駐車された車両が障害と  
なり、消火活動を妨げるおそれがあります。

違法な駐車は、一刻を争う消火活動の障害になります。  
消防水利の周囲に駐車されないよう、皆様の御理解と御  
協力をお願いします。



消火栓は、消防自動車吸水しやすいように、  
道路脇や歩道上に設置されています。



消火栓の上に車が止まっているため、消防自  
動車が消火栓を使用することができません。

#### 道路交通法で駐車を禁止している場所（消防関係）

##### 1 消防水利の周辺

- (1) 消火栓から5メートル以内の部分
- (2) 消防用防火水そうの吸水口若しくは吸管投入孔から5メートル以内の部分
- (3) 消防用防火水そうの側端又はこれらの道路に接する出入口から5メートル以内の部分
- (4) 指定消防水利（プール、池、井戸、河川等）の標識が設置されている位置から5メートル以内の部分

##### 2 その他

- (1) 消防用機械器具の置場（消防自動車等の車庫や消火用ホース格納箱等）の側端又はこれらの道路に接する出入口から5メートル以内の部分
- (2) 火災報知機から1メートル以内の部分
- (3) 駐車車両の右側の道路上に3.5メートル以上の余地がない場合

#### 問い合わせ先

消防庁 消防・救急課 黒谷  
TEL: 03-5253-7522



## 第66回文化財防火デー

### 予防課

昭和24年1月26日、現存する世界最古の木造建造物である法隆寺金堂の壁画が焼損しました。このような被害から文化財を守るとともに、国民一般の文化財愛護に関する意識の高揚を図るため、昭和30年から、消防庁と文化庁の共同主唱により、法隆寺金堂が焼損した1月26日を「文化財防火デー」と定めて、文化財防火運動を全国で展開しています。

日本の文化財建造物はその多くが木造であり、美術工芸品についても木や紙又は布等の燃えやすい材質により造られているものが多く、火災により焼損する危険があります。

昨年4月のフランスのノートルダム大聖堂における火災や、10月に発生した沖縄県那覇市の首里城における火災を受け、文化財等の防火対策が推進されています。

文化財を火災から守るためには、火気管理等の出火防止対策を徹底することはもちろんですが、文化財関係者や関係機関だけではなく、地域住民との連携・協力が必要となります。

文化財防火デーには、文化財関係者、消防関係者及び地域住民が協力した訓練が、全国各地で実施されます。この機会に、文化財愛護の意識や、防火・防災意識の高揚に努めましょう。

#### 文化財防火デー実施方針

- 1 国民一般の文化財保護に対する関心を高めるために、文化財部局及び消防機関は、この日を中心に積極的に防火訓練その他の防災訓練等の行事を実施するとともに、広報活動を行い、「文化財防火デー」の趣旨の徹底を図るものとする。
- 2 文化財所有者、管理者その他の関係者は、平素の文化財の防災体制の整備や防災対策の強化に加え、「文化財防火デー」においては、文化財は国民共有の貴重な財産であるということを再認識し、必要な措置を講ずるよう努力するものとする。
- 3 文化財を災害から守るためには、関係機関等及び文化財所有者等だけでなく、文化財周辺の地域住民との連携・協力が必要であることから、「文化財防火デー」においては、そのような地域の連携体制の構築・強化のため、地域住民に対する防火・防災意識の高揚に努めるものとする。

#### 第65回文化財防火デーにおける消防訓練の様子



護国寺（東京都文京区）



法隆寺（奈良県生駒郡）【写真提供 斑鳩町】

#### ○第66回文化財防火デー主な消防訓練場所（予定）

場所 東京国立博物館（東京都台東区）

日程 令和2年1月20日（月）

場所 姫路城（兵庫県姫路市）

日程 令和2年1月26日（日）

※その他の地域における訓練等の予定につきましては、最寄りの消防署へお問い合わせ下さい。

#### 問い合わせ先

消防庁予防課予防係 吉田、道川

TEL: 03-5253-7523





# 第4回予防業務優良事例表彰の事例募集

## 予防課

### 1 予防業務優良事例表彰の目的

消防庁では、各消防本部の予防業務（危険物に関する業務も含む。以下同じ。）の取組のうち他団体の模範となる優れたものを表彰し、予防部門のモチベーション向上を図るとともに、広く全国に紹介することにより、予防行政の意義や重要性を広く周知し、各消防本部の業務改善に資することを目的として、第4回予防業務優良事例表彰を実施いたします。

### 2 募集の対象等

平成31年1月1日（火）から令和元年12月31日（火）までの間に各消防本部で力を入れた予防業務の取組を中心に、他団体の模範となる優れた事例を幅広く募集します。

また、応募の際の参考のために、募集対象として下記の事例の区分を設けていますが、予防業務に関連する内容であれば広く募集の対象となります。

- I 予防業務の実効性向上に関する取組
- II 予防業務の高度化・専門化に関する取組
- III 予防業務の効率化に資する取組
- IV 予防業務に係る他団体との連携に関する取組
- V 予防業務に係る人材育成に資する取組
- VI 予防業務に係る広報活動に関する取組
- VII その他予防業務の改善に資する取組

なお、募集の詳細につきましては、実施要綱及び募集要項をご参照ください。

<URL><https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/20191209-houdou.pdf>

### 3 事例募集期間

令和元年12月9日（月）から令和2年1月24日（金）まで

### 4 表彰の概要等

- (1) 表彰の対象者は、予防業務の取組のうち他団体の模範となる優れたものを行っている消防本部とします。
- (2) 表彰の種類については、「消防庁長官賞」及び「優秀賞」とし、応募事例の中から、有識者等による選考を経て、表彰事例を決定します。
- (3) 表彰団体には、令和2年6月2日（火）に行われる予定の表彰式において、消防庁長官より、表彰状及び記念品を授与する予定です。
- (4) 優良事例については、表彰の趣旨に鑑み、表彰式の場合やホームページへの掲載等を通じて広く全国へ紹介します。

### 5 過去の予防業務優良事例表彰【参考】



第3回表彰式の様子

過去に実施した、予防業務優良事例表彰の受賞団体の取組は、事例集として、消防庁ホームページにおいて公表しています。

<URL><https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/prevention001.html>

たくさんの応募を  
お待ちしております！



#### 問い合わせ先

消防庁予防課行政係 池田 吉川  
TEL: 03-5253-7523



# 住宅の耐震化と家具の転倒防止について

## 防災課

地震はいつどこで起こるかわかりません。6,400名を超える死者を出した阪神・淡路大震災では、多くの方が、住宅の倒壊等による圧迫もしくは倒壊した住宅や転倒した家具から逃れることができないまま火災に遭遇し亡くなられています。

このような被害を軽減するためには、住宅の耐震化や家具の転倒防止などが極めて有効です。

### 住宅の耐震化について

#### ○ 自宅の建築年度の確認

自宅の建築年度を確認しましょう。建築基準法による現行の耐震基準は昭和56年6月1日から導入されており、昭和56年5月以前に建築確認を受けて建築された建物の中には、現行の耐震基準で建てられた住宅に比べ、強い揺れで倒壊する可能性が高いものがあります。

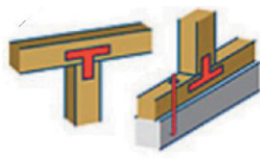
#### ○ 耐震診断の相談

自宅が昭和56年5月以前に建築確認を受けて建築されている場合、まずは、お住まいの自治体の窓口にご相談することをおすすめします。耐震診断に関する補助制度を設けている自治体や無料で診断士を派遣してくれる自治体などもあり、これらの制度をうまく活用すると良いでしょう。また、行政以外では、地域の建築士会で相談を行っている場合もあります。

#### ○ 耐震補強の実施



筋かいの追加



金具による補強

耐震診断の結果、耐震性がないと判断された場合は、補強を行う必要があります。壁の筋かい等を追加する、梁と柱の間を金具で補強する、基礎を鋼材で補強する等、様々な方法がありますので、自宅に効果的な方法を建築士や工務店とよく相談することが必要です。この場合も、工費の一部について自治体が補助制度を設けている場合がありますので、施工前に自治体の窓口で制度の確認を行うことをおすすめします。

### 家具の転倒防止について

#### ○ 家具配置等の工夫

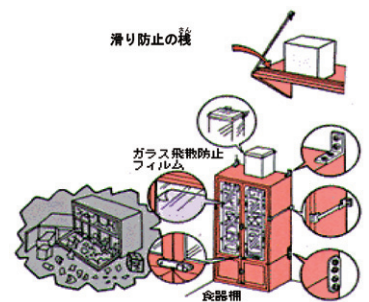
まずは、転倒被害を受けにくい家具の配置について工夫してみましょう。例えば、寝室であれば、家具の配置と

就寝する位置について、家具の高さ分以上離れた場所にする、家具の正面を避けて就寝する等、安全面に配慮した就寝を心掛けましょう。

また、家具が倒れても出入口が塞がれないように、家具は出入口付近に置かない、あるいは倒れても通り抜けられる空間を残せる位置に置くなど、部屋の状況にあわせて工夫してみる事が大切です。

#### ○ 具体的な転倒防止対策

配置の工夫だけではやはり限界があります。タンスや本棚などをL型金具や支え棒などで固定する、食器棚に扉が開かないための扉開放防止器具を取り付ける、物が落下しないよう滑り防止の棧を取り付けるなど、具体的な転倒防止策を講じることが有効です。



家具の転倒防止の一例

これらの器具については、専門知識のあるメーカーに問い合わせる、または、ホームセンター等で販売されているものを活用するなどして、転倒防止対策を積極的に講じましょう。

住宅の耐震化や家具の転倒防止などは、地震被害を軽減するために有効な取り組みです。確かに費用を要しますが、既存の制度を活用することなどにより、通常より安価に対応できる場合もあります。地震が起きたとき、住宅の倒壊や転倒した家具から自分や家族の身を守るためには、日頃から一人ひとりが地震に対して備えることが大切です。早期に耐震診断を受け、また、自宅の家具固定などに取り組みしましょう。

家具の転倒防止については、消防庁HPで詳しく紹介しております。

#### ○ 地震などの災害に備えて

「地震による家具の転倒を防ぐには あなたが守る一  
家族の安全」

<https://www.fdma.go.jp/publication/database/kagu/post1.html>

#### 問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課 震災対策係  
TEL: 03-5253-7525





# 事業所の消防団活動への理解・協力について

## 地域防災室

### ○ 消防団について

消防団は、「自らの地域は自らで守る」という精神に基づき、地域で発生した火災に対応するだけでなく、東日本大震災をはじめとした地震や豪雨災害などの自然災害においても、住民の避難誘導や救助活動などに献身的に従事するなど、地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在です。

しかしながら、過疎化、少子高齢化の進行、産業・就業構造の変化等に伴い、消防団員数は年々減少し続け、平成31年4月1日現在で83万1,982人となっており、平成30年4月1日の団員数から11,685人減少し、地域における防災力の低下が懸念されています。

### ○ 消防団活動には事業所の協力が重要

消防団員に占める被雇用者の割合は、増加傾向にあり、平成31年4月1日現在で73.8%と平成30年4月1日時点(73.5%)から更に増加し、約7割で推移しています。

このため、地域の消防力を維持していくためには、就業時間中に発生した災害への団員の出勤等について、事業所の消防団への理解や協力が非常に重要となっています。

### ○ 消防団協力事業所表示制度について

消防庁では、平成18年度から、消防団活動に協力している事業所を顕彰する「消防団協力事業所表示制度」を設けています。

消防団活動への協力として、特別の休暇制度を設けて勤務時間中の消防団活動に便宜を図ることや、従業員の入団を積極的に推進する等の取組は、地域の防災体制の充実に資すると同時に、事業所が地域社会の構成員として防災に貢献し、当該事業所の信頼の向上にもつながります。

平成31年4月1日現在、1,326市町村が本制度を導入し、消防団協力事業所数は、1万6,263事業所となっており、いずれも昨年より増加しています。

### ○ 地方公共団体による支援策

地方公共団体によっては、消防団協力事業所に対する減税措置や金融優遇措置等の支援を行っているところがあります。例えば、法人・個人事業税の減税（長野県、岐阜県、静岡県）や、活動資金融資の信用保証料割引（宮城県、福島県）等があります。

また、これらの支援策については、制度導入市町村数、交付事業所数と同様拡大傾向にあります。

### ○ 消防庁の取組

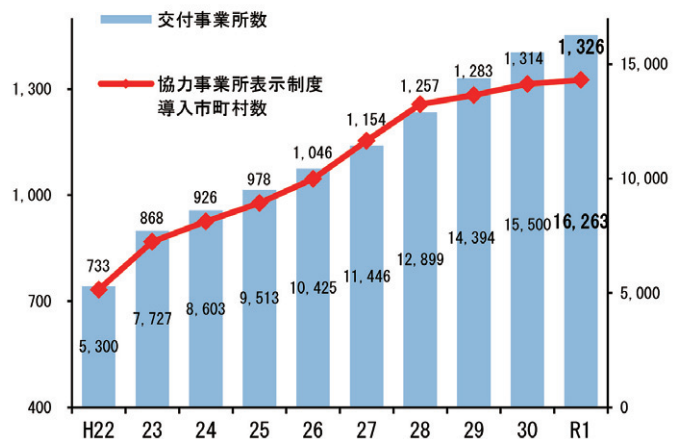
消防庁では、

- ・消防団協力事業所表示制度の未導入市町村に対する、制度導入の働きかけ
- ・消防団協力事業所に対する入札における優遇や税制優遇の全国への普及促進の働きかけ
- ・従業員の入団を積極的に推進するなど、消防団活動に特に深い理解があり、協力度の高い事業所に対する表彰
- ・消防団と事業所の連携・協力の優良事例の紹介
- ・経済団体や企業への働きかけ（従業員の入団促進や、勤務時間中の消防団活動への便宜・配慮などについて依頼）
- ・企業や大学等と連携した女性や若者をはじめとする消防団への加入促進の取組について、都道府県や市町村から提案を受け、先進事例を構築するための委託調査事業

などを実施し、消防団協力事業所表示制度の普及をはじめ、消防団活動に対する事業所の理解・協力が得られるよう取り組んでいます。

今後とも、これらの取組等を進め、消防団の充実強化を図っていきます。

制度導入市町村・交付事業所数推移



#### 問合わせ先

消防庁国民保護・防災部 地域防災室 山中  
TEL: 03-5253-7561



## 通電火災対策について

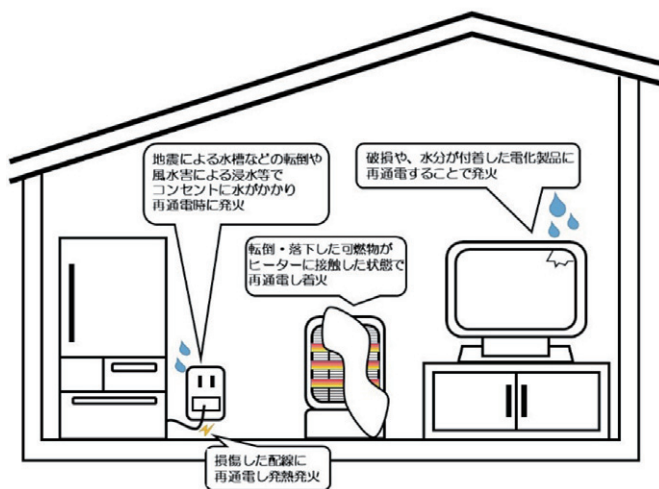
### 予防課

近年、台風や地震などの自然災害により、大規模かつ長時間に及ぶ停電が発生しており、停電からの復旧後の再通電時に出火する、いわゆる「通電火災」の発生が懸念されています。

阪神・淡路大震災や東日本大震災の被害状況から、通電火災は、特に、地震による停電が発生した際に危惧されていますが、昨年発生した台風第15号による長時間の停電復旧後に、通電火災と疑われる火災が発生したように、地震発生時だけではなく、台風などの風水害発生時においても対策が必要となります。

また、自然災害の発生に伴う停電から時間が経過した後の復旧時に発生した場合、住民が避難所等へ避難しており、出火時の初期消火が行えないといったおそれがあります。

#### 【通電火災の主な原因】



#### 地震発生時

- ・ 損傷した配線などに再通電し、発熱発火する。
- ・ 転倒したヒーターに可燃物（カーテン、じゅうたん等）が、接触した状態で再通電し着火する。
- ・ 再通電時に発生した電氣的火花が、漏れ出たガスに引火、爆発する。

#### 風水害発生時

- ・ 浸水や雨漏りによる、電化製品の基板等の損傷により、再通電時にショートが生じ発火する。
- ・ コンセントに水分が付着し、再通電時にトラッキングが生じ発火する。

#### 【出火防止対策】

##### 停電発生時

- ・ 停電中は電気機器のスイッチを切るとともに、電源プラグをコンセントから抜く。
- ・ 停電中に自宅から離れる際はブレーカーを落とす。

##### 通電再開時

- ・ 給電が再開されたら、浸水などにより電化製品が破損していないか、配線やコードが損傷していないか、燃えやすいものが近くにないかなど、十分に安全を確認してから電化製品を使用する。
- ・ 建物や電化製品等には外見上の損傷がなくとも、壁内の配線の損傷や電化製品内部の故障により、再通電後、長時間経過したのち火災に至ることがあるため、煙の発生などの異常を発見した際は直ちにブレーカーを落とし、消防機関に連絡する。

##### 日頃からの備え

- ・ 漏電ブレーカーや、配線の損傷や短絡を検出し電気を自動で遮断するコード短絡保護機能が内蔵された住宅用分電盤を設置する。
- ・ 地震発生時に設定値以上の揺れを感知した時にブレーカーやコンセントなどの電気を自動的に止める感震ブレーカーを設置する。

このほか、日常使用している暖房器具については、対震自動消火装置や転倒OFFスイッチなどの安全装置付きのものを使用することや、地震時に可燃物の落下や転倒を防止するため、居室内の整理整頓、家具等の転倒防止を行うことも出火防止には有効です。

#### 問い合わせ先

消防庁予防課予防係 吉田、道川  
TEL: 03-5253-7523





ジオウ、終幕の日。

決して交わってはいけない

ゼロニン、誕生の日。

仮面ライダー REIWA THE FIRST GENERATION 令和 ザ・ファースト・ジェネレーション

12.21 SAT

kamenrider-winter.com

“令和”を守る! 君も地域のヒーローになろう!

少年消防クラブ員募集!

少年消防クラブとは

少年消防クラブは、小学生から高校生までのお友達が集まって消防士や消防団員の方から火の用心や危険から身を守る知識について学んだり、地域の安全を呼びかけたりしているんだ。クラブによって、活動の内容や入団できる年齢、クラブの名前も消防クラブや消防少年団など色々あるので、興味があったり入りたいと思っているみんなは、保護者の方と右のお問い合わせ先に今すぐ聞いてみよう!

※このポスターは複製と頒布がタイアップして少年消防クラブ員の募集のために作成したものです。少年消防クラブ活動に映画のキャラクターが実際に参加するものではありません。

お問い合わせ先

